

会報

第170号

◇エッセー

評価制度は悪魔か、女神か 九州大学長 杉岡 洋一

■諸会議議事要録

第1常置委員会

第2常置委員会

第8常置委員会

設置形態検討特別委員会

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

■要望書

大学評価の進め方に関する要望

■資料

「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」に関する意見

「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会『(審議経過報告)』」に対する意見

「コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について」(中間まとめ)に対する意見

国立大学協会

平成12年11月

会報

平成12年11月 第170号

第50卷第4号通巻第170号

平成12年11月号

国立大学協会

●エッセー

評価制度は悪魔か、女神か 九州大学長 杉岡 洋一5

【事業報告】

諸会議事要録（平成12年7月～9月）

第1常置委員会（8.29）.....11
 専門委員の交代について
 本委員会の今後の検討課題について

第2常置委員会（9.11）.....13
 報告事項
 平成13年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する
 情報交換事務取扱要領(案)について
 「国立大学の入学者選抜についての平成14年度実施要領，実施細目」
 (案)について
 国立大学の入試改善について

第8常置委員会（8.9）.....20
 諸報告
 本委員会の役割と今後の検討課題について

第8常置委員会（9.5）.....25
 諸報告
 本委員会と機構との関係について
 大学評価に関するアンケート調査及び要望書について
 ガイドラインの作成について

(第1回)設置形態検討特別委員会（7.3）.....30
 設置形態検討特別委員会のメンバーについて
 専門委員会の設置とその委員について
 今後の検討の方向について
 オブザーバー出席について

(第2回)設置形態検討特別委員会（7.19）.....31
 専門委員会の運営方法及び専門委員の位置づけについて
 本特別委員会及び専門委員会の検討項目について
 今後の審議の進め方について

(第3回)設置形態検討特別委員会（8.10）.....33
 「国立大学の法人化について（中間報告）」について
 調査検討会議「組織業務委員会」の検討状況について

専門委員会の検討状況について
設置形態検討特別委員会専門委員会へのオブザーバー出席について
特別委員会の検討課題について

(第4回) 設置形態検討特別委員会(9.6) 37

報告事項

調査検討会議の委員会及び本特別委員会の専門委員会の検討状況に
ついて

特別委員会の検討課題について

国立大学協会50周年記念行事準備委員会(9.14) 42

記念祝賀会について

「国大協五十年史」の題字・装丁について

「国大協五十年史」の初校ゲラについて

懇話 会 合(平成12年7月～9月末までの開催会議) 44

【要 望 書】

大学評価の進め方に関する要望 45

【資 料】

「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」に
関する意見 46

「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会『(審議経過報告)』」
に対する意見 51

「コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用
について」(中間まとめ)に対する意見 55

【そ の 他】

専門委員の交代等 58

編集後記

評価制度は悪魔か、女神か

九州大学長 杉岡 洋一

最近、何でも効率の尺度で計り、その評価に見合う資源配分が正当化される。このため研究にあっても応用研究に陽が当たり、その基盤を成す、直接役に立つかどうか不明だが、極めて重要な基礎研究が衰退するのではとの危惧も当然ながらある。この風潮は、科学・技術創造立国を謳う我が国の将来に暗い影を落とすことは必定である。多くの真の科学者は、真理の追究に根ざして研究を行っているのであり、本来利の追求にはないからである。現在、多くの企業がヒトゲノムの解析結果が生むであろう利益に血眼になっているが、1953年にDNAの二重らせん構造が明らかにされた当時の研究の目的には、このような不純なものは皆無であったと思う。

さて、受けたサービスに対して、ティップを渡す欧米の習慣は、評価に基づく対価の卑近な例であろう。最近、この風習も形骸化したとはいえ、私の米国の友人はサービスが悪ければ鏝一文も置かないと言う。我が国のホテルや高級料亭などで公然と10%のサービス料が請求書についており、はて「何のサービスを受けたのか」と判然としない気持ちで財布を開くのに比べれば、ティップ制の方が遙かに合理的である。日本でも昔は旅館に着くと、部屋の係と思しき女中さんに、なにがしかの心付けを渡す習慣はあった。しかし、これはティップと趣をことにしており、前もって心付けを渡すことによる特別なサービスを期待する、悪くいえば「袖の下」的行為で、渡した後も額が十分であったか、相手が本当の係であったか等、必ずしも気分爽快とまではゆかない。この例を挙げるまでもなく、我

が国の風習は評価にはなじみが薄く、やり方も下手で習慣付いていない。

私は、整形外科医だから、外科医には腕の善し悪しがあって、大いに患者さんの予後を左右することは百も承知である。画家といっても千差万別なのだから、世の中は当然のことと受け止めていると思いきや、新聞その他の論調を見る限り必ずしもそうではない。医者であるからには、どの外科医が手術を行っても同じ良い結果が得られるべきと考えるのも一理で、そうあるように手術支援器具が血管吻合器から内視鏡手術器具、人口関節のロボット支援手術まで様々なものが開発されている。しかし、旋盤は同じでも操作する人によって出来映えが違うのは万人の知るところである。手術もその難易度は様々で、簡単なものは元に復元することで事足りる骨折の骨接合術であろう。一方、整形外科医の腕の見せ処の一つは、骨切り術（Osteotomy）であると思う。この術式は簡単に言うと、関節を形作る一方の骨を切って関節の方向を変えることで、関節の合い方、力のかかりかたを変えたり、関節面の壊れた部分を体重のかからない場所に移動させることで治癒させるなど、本来の関節を温存し、関節機能を正常化するもので、生体の持つ再生力や適合力を利用する優れた術式である。難病である成人の大腿骨頭壊死症に私が考案した大腿骨頭回転骨切り術もこの範疇に入る。この術式も、オリジナルで独創的発想が受け入れられがたい我が国の習性のご多分に漏れず、欧米でこの術式が高く評価されて初めて我が国で受け入れられるという過程を踏んだ。このように、我が国では正当な評価がなされにくい事例は数え上げるときりがない。

さて、この術式は骨頭支配血管の走行、変位など股関節の解剖を熟知した上で、細心の注意と技術、特に骨を切る角度と骨頭を回転した後のイメージが頭の中で容易に組み立てられ、立体的に最終像の良否が直ちに判断できるセンスの持ち主でないと満足な成績は得難い。当然のことだが、誰もがができる術式ではない。手術も芸術である。だから、腕の見せ処、すなわち経験を踏んだセンスの良い外科医に初めて許される手術もあって然るべきである。

米国では利潤追求型の医療が当然と受け入れられる社会背景で、支払い能力のある人のみが良い医療を受けられることを是認した社会である。腕の良い外科医は、高い手術料を請求する。米国で入院すれば、入院費用は病院へ、手術料は外科医へ別々に支払う。しかし、我が国では医師の技術評価は皆無に等しく、手術に要する薬剤、材料費が手術料の主体で、長い経験を積んだ高い技術を持った術者であろうと、新米外科医であろうと手術料は同じである。この医療保険制度の仕組みは、欧米の外科医にいくら説明しても納得させることができない。なぜなら、そのような制度の下で高い知識と技術を身につける努力を医師がする筈がないと思うからである。この制度を知った彼らにとって、優れた新術式や斬新な治療法の発表を行う日本の学者は神秘的な国の不思議な外科医として映るだけで、その理解の範疇を遙かに越えている。

米国の利潤追求型の医療は、病んでいる。政府管掌保険の対象である高齢者、身体障害者、低所得者を除けば民間の保険会社が利潤を目的に医療保険を取り扱っているため、利潤を生まない治療法は排除される。利潤効率を守る上で導入さ

れた定額医療では、診断名により支払われる医療費が一定であるため、当然短期入院で後療法も不用な治療法、股関節外科では人工関節置換術が第一選択となり、先述の骨切り術などは後療法を要することから利潤評価に不適で行われなくなっている。人工関節は、機械であるが故のゆるみや摩耗と摩耗粉が骨を破壊するという運命を担っており、十数年、活動性の高い若い患者ではより短期間に困難な再置換術を要することは常識である。このため適応年齢は例外を除けば65歳とされている。しかし、米国の整形外科医は耐用年数が短くても確実に手術効果が得られることから、溢れる数の弁護士の標的（医療訴訟）となりにくい人工関節置換を適応年齢を無視して選ぶ。保険会社に迎合し、患者が無知であることをよいことに、人間の営みである医療の本筋を逸脱したことが平然と行われており、これは病んだ医療という以外の言葉を私は知らない。股関節外科医は、部品交換のパーツ屋と化し、術者が改良を加えた人工股関節を用いることで、手術料の他にパテント料で潤う仕組みである。患者の将来を考えれば、関節を温存するという骨切り術が妥当で、優れた治療法とわかっていても、100%の効果が保証されなければ患者を納得させられない、保険会社の管理医療という市場原理に委ねられた恐ろしい社会である。このような社会背景を無視し、制度が医療を規制する恐るべき定額医療を我が国に導入する動きがある。

この社会背景を無視した他国制度の摘み食いの発想は我が国政府の得意中の得意とするところで、ハーヴァード大学が私立大学だから、国立大学を私立にしたらいという、大学の資産運用や資産家の莫大な寄付が大学を支えるといった社

会背景を無視した、笑えない冗談が真剣に議論されると聞く。また、世界的賞に輝く研究者を研究分野での貢献で評価するならいざ知らず、万能の神に祭り上げるのも困ったものである。このようなことを考えていると、我が国での大学評価機関が正常に機能するだろうか、と不安になってくる。少なくとも、国の将来を台無しにしないことを祈るばかりである。そのためには、評価者が現在の知識で未来を評価することの限界と、過去幾つもの正しい学説が葬り去られた歴史を反芻し、常に謙虚さと慎重さを失わないことが必須だ。

教育は国家百年の計であること、理工系に限らず国策としての基礎研究の擁護の重要性などを充分ふまえた上で、欧米のコピーでない、公正で透明性の高い、しかも日本の和の文化の良さを失わない評価制度ができあがることを願っている。

事業報告

／諸会議議事要録／

第1常置委員会

日時 平成12年8月29日(火) 15:30~17:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

久保, 北原, 貴志, 町田, 小早川, 吉村, 松尾, 示村, 岸本, 廣中, 山本, 森満, 田中各委員

宮腰, 北村, 板橋各専門委員

(設置形態検討特別委員会専門委員会A) 馬渡, 浦部各委員

(オブザーバー) 堀田凱樹国立遺伝学研究所長, 石井紫郎国際日本文化研究センター教授

阿部委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から, 本日の委員会を設置形態検討特別委員会専門委員会A(法人の基本)を併せた形として開催したい旨述べられ, 同専門委員会から馬渡尚憲委員及び浦部法穂委員の出席, 大学共同利用機関所長懇談会から石井紫郎国際日本文化研究センター教授のオブザーバー出席について諮られ, 異議なく了承された。

〔議事〕

1. 専門委員の交代について

委員長から, 伊藤博之東北大学事務局長が人事異動に伴い専門委員を退任されたので, その後任に, 北村幸久東北大学事務局長を委嘱したい旨諮られ, 異議なく了承された。

2. 本委員会の今後の検討課題について

委員長から, 配付資料にもとづき, 文部省調査検討会議「組織業務委員会」(第1回), 及び設置形態検討特別委員会(第1回, 第2回, 第

3回)の審議状況等について説明があったのち, 概ね次のような意見交換が行われた。

- 国立大学の存在価値をクリアーにしないと, 政界・財界に論破されてしまうのではないか。
- 法人となったら, その設置者は? 憲法が禁じているに拘わらず国から私学に財政支援が行われている。法人化すると, 国立大学と私学との違いが不明確になり, 国立大学に対する予算の支援が難しくなるのではないか。
- 憲法上, 公の支配に属さないものには公金を出さないので, 法人の設置の仕方, その性格等の制度設計による。どこまで国が関与すべきか明確にしておかないと法人化のメリットが期待できない。
- 法人は法律により国が設置する。大学を法人化するについては, 国によって大学が設置され, その大学が当然に法人格を持つという形と, 法人が設立され, その法人が大学を設置するという両方があり得る。
- 文部省は, 独法のフレームの中で, 大学に

- とってよりよい制度設計を行うという考えである。
- 国の機関を外れ、法人を国立大学の存在形態の一つの可能性と考えられるか、それとも、飽くまで国の機関としなければならないと考えるのか、そこを議論しはっきりさせる必要がある。
 - 企画立案機能は主務省にあり、法人は実施機能だけというのが独立行政法人制度の基本だから、そこを越えて大学が実質的に企画立案機能をどこまで持てるか、特例法あるいは調整法でそれを可能にさせられるかだ。
 - 文部省は教育研究活動は大学自身による企画立案が尊重されるべきと言っている。
 - 大学に実施機能のみやらせるということであるのか、はっきりさせた上で議論すべきである。文部省は医者の養成数を決める等の政策をやっているというが、それは、独法の企画立案と実施の機能の話とは違う。通則法の図式では、文部省が企画立案機能、大学が実施機能ということになるが、文部省と大学の関係は他の省庁とその管下の独立行政法人の関係とは違う。
 - たとえば、建築にしても車の製造にしても、計画・立案・設計書を書いて、施行会社に渡せばそれでいいということにはならない。企画立案機能と実施機能が一体的になりフィードバックがないといいものにはならない。
 - 文部省に一括企画立案機能があって、大学は実施機能だけということではいけない。文部省も、教育研究に関する企画立案は大学が行うことは当然と言っており、そこを国大協として主張し、大学に企画立案機能を特例法といった形で実現できるよう努力することである。
 - 文部省としてどれだけ企画立案機能をもつべきかオプティマスな国の関与という視点からの議論がこれまでない。
 - 企画立案機能と実施機能は入れ子構造であり、それぞれの機能を明確に分けられない。
 - 今まで、定員・予算については政府の同意を要しても、それ以外何を研究するかということについて大学は拘束されることはなく、やれと言われてもノーと言えた。しかし独法ではノーと言えない仕組みになっているから、そこをどう変えていくかが問題である。
 - 文部省は、大学をどう育てていくのかビジョンを明確にしなければならない。それは個々の大学に細かなことを口出しすることではなく、どういう学術・教育機関にするのかということである。法人化もその観点から制度設計を考えていかなければならない。逆に我々自身がビジョンを示し、文部省につきつけていくことである。今あるものを守ろうとすると、独法化は危険な話しになる。
 - 文部省は大学を所轄するが、最終的に制度設計を変える権限まで持っていない。国大協がビジョンを押し出す責任がある。
 - 中期目標の指示、中期計画の認可、運営費交付金の積算等の具体の在り方がどうなるかによるが、今までと同じように細かいチェックがなされれば、法人化しても何も変わらないことになってしまう。
 - 国の細かい管理・関与を抑え、独法の仕組みの中期計画、運営費交付金等の中で、いかに大学が自主性を、特に財政面でいい知恵を出せるかである。法人化を前向きに捉えて、国立大学が国の機関の一部から法人化することによって自前の政策提言ができるようにすべきであり、文部省との間で調整し、その仕

組みを作っていくことが一つの方向と思う。

- 独法の中でよりよい制度設計を考えた時、行革推進本部等にそれが受け入れられなかった場合どうするのか今から考えておかないとデッドロックに乗り上げてしまう恐れがある。
- 独法のスキームにまったく乗らない法人制度は他に可能であろうか。
- 大学を独法化しても企画立案機能をもてるようにするには特例措置は不可欠である。先の自民党の報告書は調整法の形で5点特例事項が挙げられているが、あれ以外にもまだ必要な事項があると思う。

- 戦後50年の大学の歪みを矯正しようというとき、国大協も文部省も、国立大学の基本的な使命、高等教育の政策を出していかないといけない。

以上のような意見交換があったのち、委員長から、次回以降、設置形態検討特別委員会から示された検討項目（専門委員会「A法人の基本」における検討項目）に沿って検討を進めていくこと、会議の開催を拡大小委員会の形で議論を行っていくことが提案され、異議なく了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2常置委員会

日時 平成12年9月11日（月） 13:30~16:00

場所 学士会分館（本郷）6号室

出席者 杉岡委員長

小柳、横須賀、吉田、板垣、服部、森本、廣瀬、寺尾、辻野、守屋、奥田、池田、野村各委員

長谷部、荒井、前田各専門委員

（文部省）合田大学課長、芝田留学生課長、大木大学入試室長

（大学入試センター）丸山所長、濱事業部長

（説明者）日野東京大学入試課長

杉岡委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、学長交代に伴い8月1日付で新たに委員に就任された横須賀 薫宮城教育大学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 報告事項

(1) 文部省からの報告

1) 日本留学のための新たな試験について

芝田留学生課長から、このほど、「日本留学のための新たな試験」調査協力者会議（座長；中嶋嶺雄東京外国語大学長）において取りまとめ

られた報告書「日本留学のための新たな試験について」について説明し、各大学のご理解をいただきたい旨述べられ、「概要版」をもとに、次のような説明があった。

欧米諸国の大学では、私費外国人留学生の選考が書類を中心に行われ渡航以前に入学許可が得られるが、わが国の大学の場合には、通常、渡日し、①私費外国人留学生統一試験、及び②日本語能力試験を受験し、その上で当該大学の選考にかける仕組みになっており、これが留学生にとっては、経済的にも精神的にも大きな負担になっている。

そこで、これの改善を図り、「新たな試験」の開発と、その実施方法、実施体制等についての提言が取りまとめられた。具体的には、

- ・新たな試験として、日本語力及び基礎学力を評価する「日本留学試験」を行う。(現行の私費外国人留学生統一試験は廃止。日本語能力試験は継続実施。)
- ・試験科目は、文系は、日本語、総合科目(地理・歴史・公民をベースに、知識よりも論理的思考能力に重点を置く)及び数学、理系は、日本語、理科(物理・化学・生物から2科目選択)及び数学とする。大学は特定の科目を指定し受験させることができる。
- ・出題は、日本語及び英語。解答方法は、多肢選択(マークシート)方式による。
- ・実施時期は、平成14年度からとし、6月及び11月の2回実施する。なお、平成13年11月、試行試験を実施する。
- ・試験の実施機関は、(財)日本国際教育協会が外務省、在外公館、国際交流基金等の協力を得て行う。
- ・実施地は、国内の各都市、及びアジアを中心に10都市。
- ・日本語能力がなくても、英語で受けられ、その成績によって日本語能力の修得等の一定の条件を付して入学を認める途を開く。
- ・試験の成績優秀者に奨学金を支給する渡日前予約奨学金制度の創設について早急に検討する。

2) 大学審議会「大学入試の改善について(中間まとめ)」について

合田大学課長から、先に大学審議会が取りまとめた「大学入試の改善について(中間まとめ)」について、そのポイントを文部省として4点に

整理して考えている旨述べられ、次のような説明があった。

① やり直しのきく入試システムの構築

やり直しのきく入試システムということで、大学入試センター試験の年2回実施、個別試験の前期日程・後期日程の募集人員の適正化、大学入試センター試験の資格試験的利用等が提言されている。これらの個々の提言については、いろいろご意見があるであろうし、また実際に実施し適用するには制約もあろうかと思うが、一度高校側も含めて関係者でご協議いただきたい。

② 総合的な問題の導入

大学で学ぶ力があるかどうかということの判断を重視するという考え方に立って大学入試センター試験に総合的な問題や総合的試験についての本格的な研究を行い、その結果を踏まえて大学入試センター試験にこれを導入してはどうかという提案である。これについては予て、学科中心の試験に偏った選抜が行われていることについて批判があり、多元的な尺度にもとづく多様な入試の推進を図ってきたが、将来を見通したときに論理的思考能力、言語表現力等大学で学ぶための総合的・基礎的な能力の判定を目的とした総合的な問題についての研究を進めたい。

③ アドミッション・ポリシーの明確化

多様化する高校教育、大学教育の円滑な接続を考えたときに、大学のアドミッション・ポリシー(入学者受入れ方針)が重要になってくる。中教審答申(平成11年12月)においても、大学はアドミッション・ポリシーを積極的に提示すべきとする提言があった。各大学は、高校、受験生に、大学入学までに何を学んできてもらいたいかということも含め、積極的にメッセージ

を発信していく必要がある。

④ 募集人員の大きくくり化

募集単位の大きくくり化については、受験生に便宜を図るというだけでなく、学部教育がこれからどういう方向を目指していくかに深く関わる問題と考えている。今後の進学者の資質、能力、適性、意欲、関心等を踏まえ、また、大学教育に求められている内容、さらには、その内容が特に専門教育において高度化、多様化し量的にも増加しているといった状況から考えると、学生が主体的にその能力・適性にもとづいた専攻分野の選択も可能になる、募集単位の大きくくり化を導入することも必要であろう。

そのほか、提言の中には、当面の具体的、技術的な事項も含まれるが、全体として、これから20年、30年後の学部教育と、それを踏まえた入試のあり方を見据えたうえで、一つのステップとして今、何を行うのが適切なのかを考えていく段階にきているものと思っている。今後、答申に向けて議論を進めていただくことになるが、本委員会から出される提言をも参考によりよい入試のあり方について検討していきたい。

以上のような説明があったほか、大学入試センター試験の外国語の選択科目に「韓国語」を加える方向でセンターと協議中である旨説明があった。

(2) 大学入試センターからの報告

丸山所長から、大学入試センター試験に関し次のような説明があった。

- 平成13年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会(第1回)が去る7月から8月にかけて、それぞれ全国7地区で開催した。
- 平成13年度大学入試センター試験の出願受付は来る10月13日から始まる。確定志願者

数は12月に公表する。

- 現在、大学入試センターでは、高校学習指導要領の改訂に基づき平成15年度から新高校教育課程が実施されることに伴う平成18年度からの大学入試センター試験出題教科・科目について検討を行っている。新教育課程において必修科目となった「情報」の取扱い、予て国大協からご要望の強い「理科」の自由な科目選択を可能とする試験時間割の設定等の問題もあり、あと1年程度かけてセンターとしての方針をまとめた。その上で、第2常置委員会にもご意見を伺いたい。

以上のほか、8月1日付人事異動により、森管理部長の後任に法月事業部長が、同事業部長の後任に文部省大学課室課長補佐が就任した旨紹介があった。

2. 平成13年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)について

初めに委員長から次のように述べられた。

追加合格者決定業務に関する情報交換事務取扱要領の平成13年度版を作成した。これは、追加合格者の決定に際し、国公立大学の合格者で入学手続を完了した者を追加合格者とし、この取扱要領として毎年作成しているものであり、ご審議いただきたい。

引き続き、原案作成に携わった日野東京大学入試課長から、追加合格業務を円滑、適正に行うため具体的な情報交換の方法等を定めているが、平成13年度についても12年度と変わりなく、暦による曜日の変更及び若干の日にちの変更を行ったのみである旨述べられ、変更点について説明があった。

ついで、委員長から同案について諮った結果、特に異議なくこれが承認された。

3. 「国立大学の入学者選抜についての平成14年度実施要領、実施細目」(案)について

委員長から次のように諮られた。

去る6月総会において、平成14年度入学者選抜については「分離分割方式」入試を踏襲することが了承されたので、その実施要領、実施細目の原案を作成し、各大学長あて照会した。その結果、千葉大学及び富山大学の2大学から意見等が寄せられた。

千葉大学からは、「推薦入学の募集人員については、実施細目案に『学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が、3割を超えないことをめやすとして』となっているが、これを『ある程度まで各大学の裁量により柔軟に対応することができるように』変更できないか」との要望、また、富山大学からは「第2次試験「前期日程」実施日以降の日程（特に3月中頃以降）が過密なため、大学入試センターからの資料提供を受けてから本学で合否判定を行うまでの時間に余裕がなく苦慮している」ので日程の見直しを検討願いたい」旨の要望があった。

ついては、これらの取扱いについてお諮りしたい。

ついで協議が行われた結果、推薦入学の募集人員の割合の件については、これまでどおり、3割を超えないことをめやすとし、3割を超えて推薦入学を実施される場合は第2常置委員会と協議していただく。また、日程の見直しの件については、現行日程は厳しい状況にあるが、この中で、分離・分割入試を実施、且つ、追加合格を行う必要があるので、日程を動かすことは困難、ということになり、原案のとおり理事

会及び総会に提案することとした。

4. 国立大学の入試改善について

委員長から次のように述べられた。

本年6月、本委員会のもとに「大学入試改革に関する検討小委員会」を設置し、国立大学の入試改善について検討を始めた。その最大の要因は、予て指摘されている学生の学力低下ということにあり、これをそのまま放置しては科学技術創造立国を謳うわが国の将来の衰退をもたらしかねないという危惧によるものである。国立大学はわが国の高等教育の水準を維持する責務を負うとの認識のもとに、国立大学は自らの使命と責任において国立大学の具体的入試改革を指し示すべく、設置以来5回にわたり小委員会を開催し検討を進め、このほど別紙のとおり「提言」を取りまとめた。ついては、これについてご審議いただきたい。

なお、去る9月7日に日経連、9月8日に高校長協会の関係者に提言の骨子について説明し、ご意見を伺ったが、両団体ともおおむね支持ないし理解が得られた。ただ、大学入試センター試験の試験期日を成人の日（1月第2月曜日）に絡めて現行2日間を3日間にするという提言について高校長協会は、3日間とすることには賛意を示しつつ、1月の第3週を中心としてきた従来の試験期日より早まることには反対であるということであった。

ついで、荒井専門委員から、提言内容は、(1)多様化する高校教育への対応（全体的な入試の枠組み）、(2)大学入試センター試験の改善、(3)個別大学学力検査の改善、の3つに分かれており、その骨子を説明したい旨述べられ、配付資料「国立大学の入試改革—大学入試の大衆化を超えて—」（中間まとめ）に基づき説明があった。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 「入学定員の一部について専攻を定めない募集単位を設ける」という提案は、現実にはミスマッチが起こっているもので、趣旨は分かるが、各大学・学部のアドミッション・ポリシーから外れたところで考えるということか。
- アドミッション・ポリシーが基本であるが、従来の学部・学科の枠にとらわれることなく、別途、一定の定員枠を設け、そこで新たな教育の試みをしてはどうかというものである。
- 「専攻を定めない募集」には2つの側面があると思う。一つは、これから学部教育の新しい可能性を試す方法として、小規模ではあるが専攻を特定しない大きくくり化の学部をつくるということ。もう一つは、入学後の転学部、転学科等に応えるバイパスとして利用できるのではないかということ。したがって、学部におけるアドミッション・ポリシーとは切り離れた形で、大学レベルのアドミッション・ポリシーの中で、こういう部分を設けることの提言である。
- 私の大学では、アクティブで考え方もしっかりしていながらも、学部教育に飽き足りないといった学生をターゲットに、20名程度の規模で、どの学部にも所属しない形で教育することを計画し、来年度から募集することにしている。
- 「専攻を定めない募集」は面白い試みと思うが、それは規模の大きい大学でないと難しいのではないか。
- センター試験を3日間にすることに高校側が反対するのはどういう理由か。
- 高校側は、従来から現行（1月第3週の土曜日、日曜日）よりも繰り下げを希望しており、成人の日（第2月曜日）に連続さ

せれば、年度によっては年明け早々に試験を行うことになって、そうなるなら12月までには高校3年の教育スケジュールを完了させなければならぬので、受け入れ難いということである。

- 高校側はセンター試験を3日間に増やすこと自体に反対しているのではなく、今より繰り上げない形で、一日振替授業をやって3日間というのであれば協力はやぶさかでないとも言っている。
- センター試験で、成績の事前通知（第2次試験出願前の本人宛成績の通知）をすれば、それに要する期間はどれほどか。
- 試験終了後、成績処理から本人への通知まで約1カ月間必要とする。なお、クレームの問題を考慮に入れなければ、1週間程度短縮できよう。従って、第2次試験の一連のスケジュールを現行どおりとして事前通知を行うとすれば、センター試験を前年12月末に繰り上げて実施する必要がある。
- 成人の日を利用することで、センター試験を従来より1週間程度繰り上げ、第2次試験出願までに3週間確保できれば、センター試験を3日間にすることと併せて事前通知させられないかというのが提言の趣旨である。また、事前通知については、科目マークミスやマークの列の誤記入により、自己採点と数十点の差が出た場合の受験生をどう救済するかが最大の課題だから、たとえば50点刻みで受験生がどのオーダーにいるかを確認できるようなシステムということで、4週間かかるものを3週間にして実現にもっていけないのではないか。
- 提言の「各大学の個別学力検査では学科試験にとらわれない多面的な評価の方法を導入

する」ということについて、どれだけ国立大学の間でコンセンサスができ、学科試験から離れられるか。「第1次の選抜としての条件整備」というのは具体的にどういうことを考えているのかといったところのプレゼンテーションの仕方が重要になってこよう。また、「センター試験を5教科7科目課す」ことについて、国立大学を受験するには、結局このセットしか駄目なのかという高校関係者からの反発が出てこないかどうか。さらに、特別選抜の取扱いをどう考えていくか、一般選抜の前期・後期の入学定員の割合、それと比べての特別選抜の割合等について、国立大学間でまったく統一することはないと思うが、何らかのモデルを提示することが必要ではないか。そのへんのやり方を間違えると、提言が共通1次試験の復活と誤解され、当たらない批判を浴びかねない。

- 共通1次試験は1980年代に実施されたが、その共通1次試験は当初描いていた構想を実現できなかったという悔いが国立大学関係者の間にあり、その意味で、当時とは異なる状況の中で共通1次の構想を望ましい形で実現したいという思いがある。今が80年代の共通1次を取り巻いていた環境とは3つの点で違いがあると考えられる。一つは、共通1次が廃止された一つの理由に、各大学の2次試験の多様化が期待されたほど展開されなかったことがある。これについては、大学側の不慣れということもあったが、一方では、小論文、面接での合否を納得できるかという受験生の側の許容性の問題があり、このことが結果的に2次試験を学科試験の方に傾斜させた一つの理由だった。しかし、この間、前期、後期に分け、後期の多くでは小論文、面接等が行わ

れ、従来とは違った形態が生まれてきて、その結果を受験生の側が受け止めるだけのトレーニングができてきたことである。2番目に、共通1次試験が序列化をもたらしたということへの反発だが、当時80年代前半は、37%という高い進学率にも拘わらず、公私も含めてすべて学力選抜ということで同一の入試構造をもっていたので、共通1次試験のデータはそのまま、私立大学の入試にも使えたデータであったから、そのデータが短い間に全国に蔓延し、偏差値マップが形成された。しかし、現在は、それが十分な入試の形態であるかどうかは別として、多元的な試験方式を私立も公立もとるようになり、すでに日本の大学の入試は全体として多元的な構造をもつに至ったということである。3番目は、この20年間に、ある種の振り子の揺れ方で多様化、多元化という帰結が入試の軽量化の方向に移ってきたことによって、基礎学力の低下に対する懸念と相俟って、特に国立大学において入試形態が問い直される機運にあるということである。このように、当時、共通1次の際に、学力選抜に対する反感が強かったのに対して、現在では少なくとも国立大学においては、基礎学力を重視したアドミッション・ポリシーを打ち出すことに対する反感はなくなっているのではないかと、というのが申し上げたい理由である。

- すべての国立大学が原則5教科7科目を課すとした場合、大学の序列が鮮明になる結果を招くことになるかもしれないが、そういうことも含めて国立大学関係者の間にコンセンサスが必要であろう。
- バブル経済がはじけ、終身雇用、年功序列という社会の仕組みの変化が出てきて、大学

の序列化ということも10年、20年のスパンでみれば、徐々に意味が薄れてくるのではないか。そういった時代の流れということもファクターに入れて入試問題を考えるべきではないか。

- 5教科7科目を課すということについては、どこも同じ科目を指定すれば序列化させる可能性はあろうが、「提言」にある、利用の仕方をいろいろ工夫すれば単純に序列化に結びつかないのではないか。
- リスニングテストについては、以前、センター試験への導入について大学入試センターで検討し、現在の試験会場をそのまま使って実施することは公平性、安全性に問題があり、これはとらないという結論になった。むしろ、現在、全国殆どの公立高校で行っているような放送方式により、高校を借用して一斉に実施するやり方であれば可能かもしれない。しかし、それにはいくつかの点で解決を要する問題があり、高校側の了解が得られなければ困難である。
- これからの社会を考えると、ますます幅広い能力、資質を持った人材が求められるから、センター試験で5教科7科目を課すことは望ましいことだが、18歳人口が減る中で、受験科目数の少ない私立大学の方へ受験生が流れる危険はあると思われる。その点はどうか。
- 米国でも、80年代以降今の日本と同じように少子化の問題が起きた。その時、少子化の中で、入学基準を引き上げた大学が、結果的に生き残ったということがある。
- 確かに、国立大学が足並みを揃えて5教科7科目のセンター試験を課すことについては、いわれるような懸念はある。しかし、国立大学として社会的責任ということ考えた

ときに、この途をとらざるを得ないのではないか。そして、このことは必ずや社会から評価されると思う。

- センター試験に5教科7科目を課すことについては、日経連との懇談でも、高校長協会との懇談でも支持された。少子化ということはあるとしてもできる限り積極的に考えていくべきと思う。
- 第2次の個別試験は、第1次の5教科7科目のセンター試験では捉えきれない部分についてみるということであり、その具体的な例がリスニングテストであり、総合試験であると思うが、そこの繋がりをもっと明確に文章化した方がよいのではないか。
- 提言で、「文系・理系といった入試科目の相違はあり得べきでなく、高等教育を受けるに十分な基礎学力はすべてに共通であるべきである」としたが、このことを実現する具体的な方策を考える上で障害になったのが、高校の教育内容が分断されているということであり、特に「理科」については、新しい学習指導要領で選択必修になっているということである。このために、センター試験で5教科7科目について、どの科目を課せば改善の趣旨に合うか、また、個別試験で多様な評価の方法をどこまで導入できるか、難しい問題に直面した。入試は教育と深く関わっているので、両者は常に連携した形で改善していかなければならないことを強く感じた。
- 「基礎学力」の定義は何か。
- 基礎学力とは、広義には3つに分けられると思う。一つは、大学での学習に必要な高校レベルでの教科・科目の知識、技能、もう一つは、ベースにする論理的な思考力、表現力、理解力、3つ目は、狭義の学力には入らない

が、関心、意欲、態度ということになろう。これらの基礎学力がどういう方法によって検出可能か難しく、5教科7科目という提言は、極めて経験的な認識として捉えたものである。

以上のような意見交換があったのち、委員長から、報告書「国立大学の入試改革—大学入試の大衆化を超えて—」について諮られた結果、基本的にこれを了承するとともに、一部字句修

正等の扱いを委員長一任としたうえ、理事会及び総会に提出することとした。

そのほか、学士入学合格者が入学手続終了後、他大学合格に伴う入学辞退に対し、一般選抜と同様に入学手続終了後の大学変更を禁ずる措置をとれないか検討してほしい旨の要望があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第8常置委員会

日 時 平成12年8月9日(水) 13:30~16:20

場 所 国立大学協会会議室

出席者 松尾委員長

丹保、田頭、大沢、椎貝、森本、佐藤、赤木、山田、河野(代理:青山岡山大学副学長)、池田、田中、金子、藤本、内田、天野各委員

岡田、野角各専門委員

(文部省)渡辺大学評価専門官

(大学評価・学位授与機構)高石副機構長、山本評価事業部長

松尾委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、今回初めて出席の、丹保、山田、金子、天野各委員及び河野委員の代理として出席の青山岡山大学副学長の紹介、並びにオブザーバーとして陪席の大学評価・学位授与機構の高石副機構長、山本評価事業部長、並びに文部省の渡辺大学評価専門官の紹介があった。

〔議 事〕

1. 諸 報 告

(1) 委員長から次の事項について報告・説明があった。

○ 大学評価に関する第8常置委員会の役割・課題等についての意見

6月30日開催の委員会の際、各委員にお願いした「大学評価に関する意見」について、その

後いただいたご意見を項目別に分類(「資料2-1」)するとともに、集約(「資料2-2」)した。

○ 設置形態検討特別委員会(7月3日及び7月19日開催)の審議状況

7月3日は、長尾委員長から、特別委員会のもとに、文部省調査検討会議の4つの委員会に対応した専門委員会(A~D)を設けることが提案された。これについて、特別委員会は国立大学の最もよい設置形態はいかにあるべきかということこそ議論されるべきではないかという意見の一方、スケジュールの上で行政的にも政治的にも独法化の方向に動いている状況だから、具体的な論議をやるべき、という意見があり、白熱した議論が行われた。7月19日は、常置委員会と専門委員会を含めた特別委員会との関係等について議論された。専門委員会は、対応する常置委員会の考え方を十分踏まえながら

検討を進めていくべき、ということになった。

○ 同特別委員会専門委員会（A～D）の開催日程等

専門委員会Cは既に7月13日に開催されたが、それ以外は、第1常置委員会+Aが8月29日、Bが8月10日、Dが8月23日にそれぞれ開催を予定している。

○ 文部省・国立大学等のあり方に関する調査検討会議

「組織業務委員会」が7月31日に開催された。同委員会主査の阿部第1常置委員会委員長から第1常置委員会委員への報告によると、文部省から独立行政法人制度の概要等の資料が配付され、種々意見交換が行われたということ。それを一言で言うと、仮に独立行政法人を活用するとすれば大学に相応しいどのような制度設計が可能かを検討することになったということである。それ以外の委員会は、今後順次開催される予定である。

(2) 高石大学評価・学位授与副機構長から、大学評価事業に関し大要次のような説明があった。

去る7月18日開催の大学評価委員会において、大学評価事業実施方針及び平成12年度大学評価事業実施計画を決定した。この決定に従って、平成12年度は、全学テーマ別評価について2テーマ(①教育サービス面における社会貢献、②教養及び基礎教育)、分野別教育評価2分野(理学系及び医学系)、分野別研究評価2分野(理学系及び医学系)について、各テーマ・各分野別個に計6つの専門委員会を設置する。そして、大学評価委員会専門員及び評価員の選任にあたっては、国大協を含め幅広く各界から、候補者を推薦いただくこととし、現在各関係団体に8月末までの推薦を依頼中である。9月一杯をか

けて9名の委員による選考委員会で選考を終え、10月から専門委員会が活動を開始する。評価対象機関(分野別)をどういう方針でどのように選ぶか年内に決定し、年明けに各大学への説明会を開き、5ヶ月程かけて評価に必要な資料を提出願ひ、6月以降調査分析のプロセスに入る。これから評価を始めるにあたって特に①評価を受ける各学部等の目標が不明確な場合が想定されるが、その場合評価の基準が定められるか、②評価結果をどのように提示するか、各大学の努力をエンカレッジするような記述はいかにあるべきか、記述の問題、③多元的評価の観点から、目標、目的に則した評価以外に、国際的視点、他大学との比較、大学改革で求められている方向性等の視点を加えることとされているが、その具体化、④専門員・評価員への研修、⑤情報収集・分析・提供の電子化、ネットワークの利用促進、等について検討しなければならないと考えている。

以上の説明について、次のような質疑応答及び意見交換があった。

〔△印は大学評価・学位授与機構の発言〕

○ 我が国で初めて全国立大学を対象とする事業であり、これを行うにはバリアもあろうが、進化するシステムとして時間をかけて質を高めていってほしい。

○ 会長名で依頼があった専門委員・評価員候補者を選考中だが、専門委員・評価員になるには、優秀でかつ3大学ぐらいの経験歴があることが望ましいが、大学のモビリティが悪く、適任者が少ない。評価するということは、評価されるということでもあるが、慎重かつ大胆にすすめていってほしい。

○ 評価を直ちに資源配分に結びつけることは

しないで欲しい。一方的評価にならないよう何らかの歯止めが必要であり、たとえば、アメリカのMRCのような評価機構を評価する組織をつくる必要があるのではないか。

△ 機構も自己評価を行うよう運営規則第8条で定められている。

○ 個々の大学は多様であり、多様性の観点を取り入れた評価の方法を考えているか。

△ たとえば、カリキュラムというのは、その学部なり研究科の目標、目的に則して構成されているから、そこには必ずと個性が表れていると思う。各学部、研究科等の目標、目的に照らせば、こういう分野は不足しているのではないかといったことをアドバイスすることが考えられよう。

○ 今年度はパイロットスタディとして分野別評価について理学系と医学系が選ばれているが、その理由は何か。

△ 現在機構のフルタイムの教官が十分対応できる分野ということから理学系と医学系ということになった。この3年間は、トライアルということにならざるをえない。

○ 初めて行うことだから、評価資料、評価方法及び手続き等技術的なことのフォーマットを決める段階で国大協とコンセンサスを得るなどの情報公開が必要ではないか。

△ 評価のプロセスはオープンにすべきであると考えている。

○ きちんとした手続きをつくる必要がある。事前の情報と議論が大事である。

○ これまで日本で評価を担ってきたのは、大学基準協会だけであった。大学基準協会は、国、公、私立大学を含めてア krediteーションを中心にやってきた。新たに99国立大学を対象とする機構が設けられたことは理解す

るが、協会と機構の関係はデリケートなところがあり、今回の専門委員・評価員の推薦依頼の件も含めて慎重な対応を望みたい。

2. 本委員会の役割と今後の検討課題について

委員長から、各委員から寄せられた「大学評価に関する意見」を整理した「資料2-1」及び「資料2-2」について、改めて説明があり、これに対する意見を求められた。

ついで、次のような意見交換が行われた。

○ 機構で重要な決定が行われるについては、そのことについて第8常置委員会に事前に報告されてしかるべきではないか。今回の機構の全学テーマ別評価の実施計画は、創設準備委員会が検討した範囲を越えており、しかも、大学評価委員会で決めたことが、評議員会に諮られることなくそのまま出てきたのは納得できない。

○ 評議員が大学評価委員会委員となることは筋が通らない。また、現職の学長が専門委員、評価委員となることもおかしいと機構長に申し入れた。機構から国大協に依頼がきた大学評価委員会専門委員及び評価員の候補者の推薦依頼については、会長がその取扱いを副会長等に相談され、持ち回りの理事会に諮ってその了承を得て各大学に推薦方を依頼することにしたものである。

○ 大学評価委員会は、かなり独立性とオーソリティーを持った組織と見做されているようだ。機構長と大学評価委員会の関係は、言ってみれば学長と教授会の関係のようにもみえる。それは理解できなくもないが、重要な事項の決定が大学評価委員会から評議員会に報告がないまま、事が進んでいくとすれば、それはおかしい。

△ 評価のテーマの選び方等については、大学評価委員会の判断で決定した。参考に外部から意見を聞くことはあっても、評価の具体的事項については相談すべきことではない。

○ 大学評価機関を独立した組織としてでなく学位授与機関と一緒にすることは責任体制が曖昧にならないか危惧したが、それは十分配慮するという事だった。大学評価委員会が独立性をもって、運営委員会、評議員会を通じて国大協の意見が反映させられないということであれば、当初の構想とは異なることになり、国大協として考え直さなければならなくなる。

○ 入試改善の問題では、国大協第2常置委員会と大学入試センターとの間で意見の疎通が図られ連携関係が保たれている。評価の問題についても、国大協の意見を機構に反映させられるようにする必要があり、国大協と大学評価委員会の間で定期的に協議を行うべきである。それをやらないと、評価をする側とされる側がはっきりと分かれ、お互いに不信感を呼ぶおそれがある。評価は、それが教育研究の活性化に役立つものでなければ意味がないが、資源配分と結びつけようとする考え方もある。また、今回出てきた全学テーマ別評価のテーマ（地域サービス及び教養教育）が果して評価の対象になり得るものかどうか疑問だ。そういう問題もあるので、お互いの話し合いの場を持つことがぜひ必要だ。

○ 全学へのレビューは何のためにやるのか目的がわかりにくい。その基本的スタンスが問題である。国大協として機構に対して、連携と同時に対峙する姿勢が必要と考える。

○ 全体としてどういう具合に動かしていけば評価をよい方向に進めていけるかであり、そ

のため、レビュアーとして公、私立大学関係者も含めて政策的な議論をする場があると思う。機構で事務的に処理していくと問題を難しくさせてしまうことになりかねない。

△ 評価制度については、デリケートな問題を含んでおり、機構において事務的に処理することがないように十分注意したい。また、大学評価委員会は、評議員会、運営委員会に対して事業内容等について定例的に報告する義務になっており、その通り実行したい。

○ 緊急を要する検討課題として次の3つに分けられないか。①被評価機関の自己点検・評価報告書作成に資するマニュアル（ガイドライン）をつくること。たとえば、今までの自己点検・外部評価とこれからの第三者評価がどう異なるか。実際の目標・目的の立て方、カリキュラム編成の仕方等が考えられる。②大学評価機関との連携の問題。分野別、全学テーマ別を含め、評価を受けた部局等に事後アンケート調査を行い、その結果を国大協としてまとめて機構に提出する。③国立大学のレビュー、中期目標について。これは、主として特別委員会専門委員会Bに検討を委ねる。以上のような形で処理できるのではないか。

○ 国立大学の存在価値、国大協の役割等、簡単に結論が出にくい根本的な問題はこの際、急がなくてもよいのではないか。

○ 国大協が機構の下請けのようになってはいけぬ。国大協は国大協として主体的に何をなすべきか考えるべきである。一つは、機構への注文、機構との関係をどうつくるか。もう一つは、評価に対応する学内の体制をどうつくるか、各大学の状況、希望等を把握することが必要と思う。このため、本委員会とし

ては事後はもちろん事前にテーマ・分野別の決め方がよかったかどうか大学側のアンケート調査を行ってはどうか。

- 機構と文部省と国大協のトライアングルの関係について議論し意見を言えるのはこの第8常置委員会しかない。
- 差し当り、アンケート調査の実施と、マニュアルづくりを行うこととし、独法化絡みの問題については、特別委員会（専門委員B）に検討を委ねることとしてよろしいか。
- 機構の設置を構想した際、評価者と被評価者はタテの関係ではなく参加型の対等な関係でやっていこうということであった。評価はアカデミックであるべきだが、大学が法人化された場合には、それは資源配分とリンクする可能性が強い。その結果、大学に混乱が起きないように、調整が必要になってこよう。
- 評価に対する評価が必要であり、国大協として機構の評価に対する評価をすべきと思う。
- 機構の評価が99国立大学の活性化に繋がること、それと、アカウントビリティーを念頭に入れて考えていくことが必要である。国立大学の主体性は第8常置委員会の主題であり、第8常置委員会の考え方を大学評価委員会に積極的に伝えていくことが必要であり、また、特別委員会の専門委員会Bは第8常置委員会の意を受けて検討を進めていくべきである。
- 機構は評価項目を決定する前に知らせてほしかった。今後、アンケートで各大学の意見を聞き、どういう点を評価してほしいか明らかにし、それを機構に言うべきだ。
- 機構から示された「評価の実施方針」につ

いて、国大協あるいは、第8常置委員会としてどう受け止めるか、意見表明が必要ではないか。マニュアルについては、これを作成するのは、機構の方であって、我々はそれに対し意見を言う立場ではないか。

- 機構は、機構が我々にリクエストしたことを分かりやすく解説した資料を提供して欲しい。
- 評価に関して諸外国の制度を一部導入するというやり方は避けるべきだ。やるからには、全体を導入すべきである。
- 法人化で企業会計制度が導入されると、評価はディアルシステムになると考えられる。財務会計は専門委員会Dの担当だが、会計数値や財務等の会計情報は記述式の評価情報とはまた違った意味で評価の機能を果たす可能性は否定できないので、専門委員会Bで議論する際には、このことも織り込んだ議論をお願いしたい。
- 評価委員会の審議を待ってはいはだめである。第8常置委員会が進んでアンケートを行うべきである。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

当面の問題として、①アンケート調査の実施、及び②ガイドライン（各大学への助言、情報提供等）の作成とともに、③本委員と機構、国大協設置形態検討特別委員会専門委員会B及び文部省調査検討会議目標評価委員会の関係の整理、を行うこととしたい。

については、次回までにアンケート調査については金子委員、ガイドラインについては岡田、池田両専門委員に、また、本委員会と機構、国大協設置形態検討特別委員会専門委員会B及び

文部省調査検討会議目標評価委員会との関係の整理については内田委員に、それぞれ原案の作成をお願いいたしたい。

以上をもって本日の議事を終了し、次回（9月5日）及び次々回（10月10日）の委員会の開催日を決めて閉会した。

第8常置委員会

日時 平成12年9月5日（火） 13:30～16:20

場所 国立大学協会会議室

出席者 松尾委員長

田頭、金子、椎貝、森本、佐藤（代理：中井静岡大学副学長）、赤木、山田、河野（代理：青山岡山大学副学長）、内田、田中各委員

岡田、池田、野角各専門委員

（文部省）渡辺大学評価専門官

（大学評価・学位授与機構）高石副機構長、山本評価事業部長、中島評価第1課長

松尾委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、佐藤委員の代理として出席の中井静岡大学副学長及び河野委員の代理として出席の青山岡山大学副学長の紹介、並びにオブザーバーとして陪席の文部省の渡辺大学評価専門官、並びに大学評価・学位授与機構の高石副機構長、山本評価事業部長、中島評価第1課長の紹介があった。

〔議事〕

1. 諸報告

委員長から次の事項について報告・説明があった。

① 大学評価・学位授与機構長との面談について

本日（9月5日）大学評価・学位授与機構長と面談し、前回委員会で出された意見を踏まえ、機構の大学評価の進め方等について機構が創設準備委員会の精神から突出し、関係機関の意見等を取り入れずに進んできたため、国大協内部に強い疑義、不満がある旨述べ、話し合った。その結果、機構、大学の両者は、緊張した関係

を保ちつつ、緊密な連携を図ることが必要であるということで意見が一致し、今後、実務的レベルも含めて十分な情報交換、意見交換を行っていくよう努めることとなった。

② 平成12年8月10日開催 第3回「設置形態検討特別委員会」の審議状況について

③ 平成12年8月10日開催 第3回「設置形態検討特別委員会・専門委員会B」の審議状況について

このほか、「設置形態検討特別委員会」における検討項目（集約したもの）／「設置形態検討特別委員会・専門委員会A」（法人の基本）、同B（目標・計画・評価）、同C（人事システム）、同D（財務会計）それぞれにおける検討項目／文部省調査検討会議「目標評価委員会」第1回報告／第8常置委員会「国大協としての役割・課題等」に関する各委員の意見（追加版）について

2. 本委員会と機構との関係について

内田委員から、同委員作成の「国大協第8常置委員会と諸委員会との関係について（案）」（資

料3-1)にもとづき、次のような説明があった。

- 大学評価・学位授与機構大学評価委員会等との関係；評価者と被評価者との緊張関係をもって対峙すべきであるが、大学改革やアカウンタビリティなどに資する第三者評価の実施のためには、両者が緊密な連携を図ることも重要。そのための意見交換等の場をもつことも必要。
- 設置形態の変更があった場合、機構評価委員がカバーしえないもの、カバーしないもの及び国立大学全体の目標等は第8常置委員会が検討することが重要である。
- 設置形態検討特別委員会専門委員会Bとの関係；本委員会の議論を十分反映する形で専門委員会の検討が進められるべき。必要に応じ専門委員会から本委員会にたたき案を提起。
- 文部省調査検討会議「目標評価委員会」との関係；本委員会の議論が「目標評価委員会」の検討に先立ち進められること。また、本委員会の議論が「目標評価委員会」の検討に十分反映されるよう専門委員会B委員の尽力に期待。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 創設準備委員会以後の機構の大学評価の進め方に対する疑問は本委員会以外の学長からも聞いている。機構と大学の緊密な連携関係をいかに担保するか、機構の評価委員会以外に、評議員会、運営委員会との関連、トップレベルでの話し合いも含めて考える必要がある。
- 機構長との話し合いでは、評価者と被評価者という関係の問題だけでなく、産業界や政界からの厳しい見方もあるから、両者の間に

一線を引いてやっていくことがお互いのためによいことであり、いろいろなレベルで意見交換、情報交換をできるようにしようという話になった。具体的にどのような形を持つかについては次のステップで考えていきたい。

- 機構が行う大学評価の目的は、個々の大学の教育研究その他の質の向上にあり、もう一つはアカウンタビリティということにある。大学が機構の評価に恐怖心をもつようなことがあってはならない。本来の目的達成のために機構と大学の間にどこまで緊張関係が必要か、また、どう連携していくかということを考えなければならない。
- 国大協、文部省、機構のそれぞれに設置された各種委員会等の組織関係が少し分かりにくい。図に示して貰えると理解しやすくなる。
- 専門委員会Bと本委員会との関係がもう一つ分かりにくい。「専門委員会が本委員会にたたき案を提示」とあるが、むしろこれは逆ではないか。
- 国大協としては、「評価」については第8常置委員会が最も重要であり基本である。
- 本委員会の議論を専門委員会Bに反映することが基本だが、場合によっては、時間的な問題もあり、専門委員会から本委員会に情報を出し、問題を投げかけることも考えられる。
- 案では、機構の評価委員会等との公式の定期協議をもつことに否定的であるが、それは今は微妙な時期だからなのか、将来的にももつべきではないというのか。
- 「第三者評価機関」といいながら、国大協が機構を事実上支配しているのではないかとこの印象をもたれることは避けたい。将来、定常的な協議の場をもつ余地はあろう。

- 機構の大学評価委員会と文部省の目標評価委員会との関係は相対立するものなのか。文部省が機構の上位になるのか。
- 機構は文部省が設置した大学共同利用機関の一つであり、その意味では文部省は機構に対し一定の権限を有していることは事実だが、機構の独自性、自主性を尊重する立場をとっていると受け止めている。
- 機構が行う評価のチェックが必要であり、それをどうやるか本委員会で検討する必要がある。
- 緊張関係とか対時の必要性がいわれるが、最も緊張関係もしくは対峙する心構えを持たなければならないのは、実際に評価に当る「評価員」であり、大学と機構の組織同士は敵対してはいけぬ。組織としての両者はパートナーシップをもって、どんな基準、方法で評価をやっていくか合意形成し、それをきちんと情報公開して大学が受け入れる準備ができるようにしなければならない。大学と機構が緊張関係や対峙に終始すると不信感を生みかねない。そこのところは分けて考えないといけない。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

機構とは、緊張関係を保ちつつ、意見交換、情報交換を行っていくという姿勢に立って、具体的にどういうレベルで何をやっていくべきか、引続き議論していくこととしたい。

なお、対峙というのは、権力の対峙ということではないことに注意されたい。

3. 大学評価に関するアンケート調査及び要望書について

金子委員から、同委員作成の「国立大学と大

学評価・経過と課題（案）」、「大学評価の進め方に関する要望（案）」及び「大学評価に関するアンケート調査（案）」（「資料3-2」）にもとづき、次のような説明があった。

アンケート調査を行うに際し、評価の問題に関し各大学が共通理解を得られるよう、大学評価をめぐるこれまでの経緯、現在の問題点、本委員会の課題等を整理したものを付してはどうかと考え、アンケート案とともにその文章を作成した。また、機構の大学評価の進め方に対し国大協として何らかの態度表明が必要ではないかという意見もあったので、意見表明をすべしとすれば、このようなものが考えられるのではないかと、要望案をまとめた。

アンケートは、大項目でご意見をいただく形で、○大学評価のあり方（基本的理念、機構の活動、法人化との関連）、○大学評価に関する今後の国大協の活動のあり方、○各大学の大学評価への対応（学内組織、責任者）について伺う。経緯と問題点の整理については、機構の発足、組織等の説明や特に7月以降の経緯、特に国大協に連絡がないまま事業実施方針が決められ各大学に伝達されたことの問題の指摘、大学評価の専門委員・評価員の推薦依頼があったこと、法人化との動きとの関連で文部省調査検討会議及び国大協設置形態検討特別委員会の双方で議論が行われていること等を記した。

なお、要望書は、第8常置委員会の態度を明らかにする観点から作成した。

ついで、主として、アンケート項目及び要望を中心に意見交換が行われた結果、アンケートについては、既に各委員から提出された本委員会としての検討課題を踏まえ経過と課題の部分を含めて、意見を数日以内に提出いただき、本日出された意見と合わせて委員長と金子委員が

相談し直しをすることとした。また、要望書については、本日出された意見を踏まえて若干字句を修正することとするとともに、委員長が会長・副会長に意見をお聞きすることとしたうえで、アンケート項目の内容変更も含め最終的に委員長に一任することになった。

4. ガイドライン（各大学への助言、情報提供等）の作成について

岡田委員から、同委員作成の「国立大学評価のためのガイドライン（案）」（「資料3-3」）にもとづき、次のような説明があった。

各大学の自己点検・評価報告書の作成方法や外部評価のあり方のガイドライン案を作成した。5部構成とし、①機構の行う評価内容・方法の概略、②従来の外部評価と機構の行う評価との違い、③分野別教育活動についてのガイドライン、④分野別研究活動についてのガイドライン、⑤全学でのガイドライン、のほか、付属書として、教育・研究活動データ資料例をあげた。

主な点は、○従来の外部評価は、選ばれた有識者が自らの経験から評価を行ってきたが、機構が行う評価は、当該学部・研究科の掲げた目的・目標を基準とすることにあり、これが評価の公平性と大学の個性を確保する重要な視点である。○評価は5年間を周期に、教育評価は評価員がヒアリングに出向き、研究評価は委員会方式のヒアリングが行われる。○理念・目的・目標の設定が重要になる。目標については各学部の個性を生かした具体的な目標を設定する必要がある。○機構は、大学全体を対象に個々のテーマ別に毎年2～3テーマについて評価を行う以外、大学の管理・運営を直接評価は行わないという立場である。○各大学は、このガイド

ラインをもとに独自に評価項目やデータを追加したり、また、独自の外部評価を行うなど、さまざまな工夫をされたい。○近く、機構のガイドラインができるようだが、国大協と機構とのそれが食い違くと大学が困るので、「評価事例」について双方の整合性を取る必要がある。

ついで、委員長から、岡田委員と池田委員で協力して原案を作成願うこととしていたが、両者で若干スタンスが異なるということなので、池田委員からも案を出していただくことにした旨述べられた。

引続いて、池田委員から、「個別大学へのガイダンス資料について」（「資料3-4」）にもとづき、次のような説明があった。

岡田案だと、機構側の委員の立場に立たないと書きにくいところがあり、国大協の主体性が少し弱くなると感じたので、別途、私案を提出させて貰った。

表題をガイドラインでなく、ガイダンス資料としたのは、第8常置委員会のミッションがまだ合意形成されていない段階では、この言葉の方が適切かと考えたためであり、基本的には、国立大学がどのようにして自己点検・評価を機能させるかについて、第8常置委員会が貢献させていただくことが表題の主旨でもある。その考え方は次のようである。

○効果的に機能する自己点検・評価のあり方に関してポイントを整理したパンフレット（3～4頁程度）を作成し、各大学の利用（大学教職員を念頭）に供する。○その構成としては、①第8常置（大学評価）委員会の基本スタンス（教育改善に中心を置く、自己点検・評価と外部評価の内部システムの整備の促進、機構の活動のメタ評価）、②自己点検・評価を効果的にするポイント（権限と責任のない評価は無益、報告

書は最終目的ではない、目標とパフォーマンスが連動しないのは評価と言えない、評価のメカニズムも評価の対象、すべての活動を網羅するのが評価ではない、評価基準のスタンダードが必要、授業評価は授業改善のための基本、データベースの容易なアクセス)、③機構の今後の日程と留意点、そのほか、資料として、大学評価の基本情報を付す。

以上のような説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 自己点検・評価は厚い報告書を出すだけで何の役にも立っていないとの批判がある。その原因は、点検・評価の方法論が分からないことにあると言われている。自己点検・評価は法令にも定められており、各大学はきちんとやるべきであるが、第三者評価機関による検証も必要だということになっている。点検・評価には二つの意味があり、第8常置委員会はいずれのことについて各大学に助言等を行うのか、決めたほうがよいのではないか。
- 機構がつくるガイダンスと第8常置委員会がつくるガイダンスの、どこがどう違うのか整理が必要と思う。それと、第8常置委員会が各大学に、あるべき点検・評価像を示し、国大協のスタンスを明らかにする必要がある。
- 機構の評価への対応の観点から、岡田案は

参考になる。

- 大学で機構の評価に対応する学内組織をどのように組織するかが問題である。専門分野別評価、全学テーマ別評価に具体的にどう対応するか、問題はいろいろあって難しい。そういうことも第8常置委員会で検討するのであれば、大学で評価委員会の責任者等の任にある方に協力いただくことも必要ではないか。
- 「理念」の定義を明確にしておきたい。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

岡田委員の案は、機構からの要請に対し各大学が困らないように用意しておくという主旨でまとめられ、池田委員の案は、機構のガイドライン的なものから離れて大学でやるべき点検・評価のポイントを中心にまとめられていると思う。いずれにしても、機構が実施要項をついている段階だから、時間的には今少し余裕があると思うので、本日のご意見を参考に必要な文章整理をしていただき、次回もう一度議論することとしたい。

なお、内田委員、金子委員、岡田委員、池田委員には、本日出された意見を踏まえて、次のステップの準備をお願いする。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第1回)設置形態検討特別委員会

日 時 平成12年7月3日(月) 16:25~18:15

場 所 学生会分館(本郷)6号室

出席者 蓮實会長

長尾委員長, 中嶋副委員長

丹保(代理: 廣田総合研究大学院大学長), 海妻, 阿部, 北原, 鈴木, 梶井,
内藤, 佐藤, 石, 松尾, 西塚, 杉岡, 田中各委員

長尾委員長主宰のもとに開会。

[議 事]

1. 設置形態検討特別委員会のメンバーについて

初めに委員長より, 概ね次のような経過報告があった。

- (1) 第106回国大協総会において文部省が設置予定の「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」(以下, 調査検討会議と略す)の構成について会長より説明があった。
- (2) 同総会において, ①調査検討会議に積極的に参加し, 国大協の意向を強く反映させるための努力を行う用意があること, ②国大協に「設置形態検討特別委員会」を設置すること, ③特別委員会の構成は第1・4・6・8の各常置委員会から委員長を含め2名, そして第2・3・5・7の各常置委員会からは委員長, また会長指名の委員を若干名加える, ことが了承された。
- (3) その後, 具体的作業に着手し, 第1・4・6・8の各常置委員会委員長に委員推薦を依頼した。また, 文部省の「調査検討会議」の委員選考の動きに関連し, 本特別委員会の専門委員について早急に決定する必要があると判断し, 第1・4・6・8の各常置委員会委員長に専門性やこの問題に関心の

深い委員の推薦を依頼した。

また, 会長指名の委員としては, 石一橋大学長と西塚神戸大学長に参加いただくこととなった。

引き続き委員長より, 配付資料「設置形態検討特別委員会名簿」に基づき, 特別委員会のメンバー構成について諮られた。

これについて協議の結果, 原案どおり了承された。

2. 専門委員会の設置とその委員について

委員長より, 専門委員会の設置等に関し, 配付資料「設置形態検討特別委員会 専門委員会」に基づき, 次のように諮られた。

国大協においては, 委員会の下に置かれる“小委員会”は常務理事会の議を経て設置する規則となっており, 「設置形態検討特別委員会専門委員会」は小委員会と同じものと認識すると, 常務理事会に諮る必要がある。本日は常務理事会構成員がほぼ全員出席しているので, 専門委員会の設置についてご審議をお願いすると同時に, A~Dの各専門委員会の設置とその構成メンバーについても審議願いたい。

これについて協議の結果, 承認された。

3. 今後の検討の方向について

今後の検討の方向について, 本特別委員会及び専門委員会の役割・検討事項・審議の進め方,

また文部省の調査検討会議と本特別委員会との関連等に関して、種々意見交換があった後、委員長より次のように述べられ、了承された。

本特別委員会及び各専門委員会の検討事項について、来る7月14日(金)迄に国大協事務局宛、各委員より意見を提出いただき、次回の本特別委員会で審議し、役割分担等の整理をしたい。

続いて、阿部委員より、第4・6・8常置委員会への引き継ぎに関連して、第1常置委員会で審議した独立行政法人化の問題について、

種々の事情により、未検討で、かつ重要と思われる事項についての検討方の要望があった。

4. オブザーバー出席について

委員長より、本特別委員会に大学共同利用機関の代表者1名を、オブザーバー出席いただくことにしたい旨の提案があり、協議の結果、特に異議なく、承認された。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第2回)設置形態検討特別委員会

日時 平成12年7月19日(水) 9:00~11:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 長尾委員長

中嶋副委員長

丹保、阿部、鈴木、梶井、内藤、佐藤、石、西塚、杉岡、江口、田中各委員
(大学共同利用機関) 堀田凱樹国立遺伝学研究所長

長尾委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より次のように述べられた。

第1回設置形態検討特別委員会の議事の概要は、国大協事務局から各大学にE-mailアドレスを照会し回答のあった93大学に、昨日の午前中に送信した。今後ともその都度、議事の概要を送信し、特別委員会の審議状況をお知らせしたい。

〔議事〕

1. 専門委員会の運営方法及び専門委員の位置づけについて

委員長より、前回の特別委員会で専門委員会の設置を承認いただいたが、専門委員会並びに専門委員の位置づけ、特別委員会と常置委員会の関係等について不明確な点があるとの指摘が

あったので、審議願いたい。

これについて種々協議の結果、次のとおりとなった。

- (1) 第106回総会で設置形態検討特別委員会を設置したのは、いわば戦時であるので、機動性を発揮し、速やかに緊急事態に対応できる体制として、常置委員会を中心とする審議方式と別の方法を取ったものである。
- (2) 調査検討会議の4グループに対応して、A~Dの各専門委員会が詳細かつ具体的な問題についての実質的な審議をしていたのだが、各専門委員会の座長はそれぞれ第1・4・6・8の常置委員会の委員長でもあるので、その取りまとめに際しては十分各常置委員会委員の意見を反映するように配慮する。従って、関連の常置委員会への

審議内容の伝達やその意見の反映の仕方等については、各専門委員会の座長の判断に委ねる。

- (3) 専門委員の身分は委嘱の経緯に鑑み、前回特別委員会の決定どおり、特別委員会の専門委員とする。

2. 本特別委員会及び専門委員会の検討項目について

委員長より、配付資料「『設置形態検討特別委員会』における検討項目（集約したもの）」に基づき、全体としての課題、A～Dの各専門委員会の検討事項の案の説明があった。

これについて逐次協議した結果、特別委員会及びA～Dの各専門委員会において、以下の項目を追加して検討を進めることとなった他、各専門委員会の検討項目に重複があるが、それぞれの視点から検討を進めるとともに、審議漏れ防止の意味でも、必要に応じて検討項目に関しては、幅広く解釈し検討を進めることとなった。

- (1) 全体としての課題に次の項目を追加する。

- 地方自治体と国立大学または公立大学との関係
- 公的投資等における他省庁との関係
- 法人の役員・組織（部局長の取扱いを含む）

- (2) 専門委員会「B 目標・計画・評価」の検討項目に次の項目を追加する。

- 基礎研究の擁護

- (3) 専門委員会「C 人事システム」の検討項目に次の項目を追加する。

- 教職員及び学生定員の問題
- 教官組織の在り方

○ 教員の流動性を確保する仕組み

また、大学共同利用機関代表の堀田国立遺伝学研究所長から、次のような発言があった。

大学共同利用機関としては国立大学と一緒にやっていく方針であるので、よろしくお願ひしたい。一昨日、所長懇談会のタスクフォース会合を開催した。会議には文部省の研究機関課の担当官も出席し、説明を聞いた。その中で、内容の変更はないと説明はあったが、調査検討会議の「法人の基本グループ」が「組織業務委員会」と名称変更したとのことである。我々としてはまず基本的・根本的な問題を明らかにした上で、細部の検討に入るのが本来の検討の進め方と考えるが、「組織業務」となると非常に限定的な感じを受け、危惧の念が生じたので、その点を質問したが、そのような意図はないとの説明であった。

しかし、組織業務委員会は7月31日、他の委員会に先駆けて開催するとのこと、そこで基本的な流れが決まってしまう可能性があるのではないかと危惧するので、是非、国大協としてもきちんとした対応をお願いしたい。

3. 今後の審議の進め方について

委員長より今後の審議の進め方について諮られ、協議の結果、次のとおりとなった。

- (1) 今回は、東京大学の国立大学制度研究会が「国立大学の法人化について(中間報告)」を取りまとめたので、その座長である青山副学長にご出席願ひ、説明を聞く。
- (2) 次回からは全体的な流れを見ていただく必要があるため専門委員にも出席願ひ。
- (3) 特別委員会の検討項目である「全体としての課題」については、フリーディスカッションでの意見収斂は困難なので、各委員

の意見・考えを、来る7月31日迄に国大協事務局宛に提出願ひ、次回の特別委員会で審議する。

てもらい、その審議状況を本特別委員会で報告する。

(4) 各専門委員会で分担事項の審議を開始し

以上をもって本日の議事を終了した。

(第3回)設置形態検討特別委員会

日時 平成12年8月10日(木) 14:00~17:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 長尾委員長

中嶋副委員長

丹保、海妻、阿部、鈴木、梶井、内藤、佐藤、松尾、杉岡、江口、田中各委員

宮脇、馬渡、小早川、森田、若杉、奥野、丸山、本間、内田各専門委員

(大学共同利用機関)堀田凱樹国立遺伝学研究所長

(説明者)青山善充東京大学副学長

長尾委員長主宰のもとに開会。

今回は専門委員を交えた初めての委員会のため、各専門委員から自己紹介があった後、委員長より、東京大学の国立大学制度研究会『国立大学の法人化について(中間報告)』の説明のため出席を依頼した、東京大学の青山副学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 「国立大学の法人化について(中間報告)」について

青山東京大学副学長より、中間報告を取りまとめた研究会の座長の立場から、検討の経緯、報告書の内容、今後の課題の3点について、簡潔に報告したい旨の前置きがあった後、配付資料『国立大学の法人化について(中間報告)』に基づき、概ね次のような説明があった。

(1) 検討の経緯について

東京大学は蓮實総長の下に私的諮問機関を設置し、この問題を継続的に検討してきている。即ち平成11年7月「東京大学の設置形態に関する

検討会」を設置し、約6か月にわたり検討し、次の4点を要旨とする報告書を取りまとめ、本年1月に総長に提出した(但し、この報告は各評議会にも内容を報告したが機関決定として了承されたものではない)。

- ① 柔軟な大学経営や教育研究の一層の推進のためには法人格を持つこと自体は望ましい。
- ② しかし独立行政法人通則法そのままの形で法人化することは不可能である。
- ③ 通則法に優先する規定を含む「特例法」を設け、「独立行政法人」の名を冠さない法人を構想すべきである。
- ④ 東京大学が法人に移行する場合でも、その自主性・自律性が確保されること、教育研究の高度化・活性化が図られることが必要条件である。

引き続き、本年3月、上記「検討会」の延長として、東京大学が法人格を持つとすれば、国立大学のあるべき理想との関連においてその法人制度は具体的にどのようなものであるべきか

について検討することを使命とする、総長の私的諮問機関「国立大学制度研究会」を設置し、検討を重ね、7月10日に配付の通りの「中間報告」を取りまとめ、総長に提出した。

(2) 中間報告の内容について

『国立大学の法人化について(中間報告)』に基づき、総論部分として「国立大学の法人化の理念と基本問題」及び「制度設計の前提条件」について、また、各論部分として「法人の名称、目的および組織」、「教職員の身分および事務機構」「活動と評価」及び「財政・財務制度」について、重要個所の説明があった。

(3) 今後の課題について

「中間報告」は、現在、各部局に流し、意見を求めているところである。所要の修正等を行い、秋頃には最終報告を取りまとめ、総長に提出したい。その先は総長の判断に委ねられるが、東京大学としては恐らく、評議会の下に正式な大学の審議機関を設置し、この問題を検討することになると考える。なお、現在のところ、法人格を持つことについても、また「中間報告」についても機関決定は何一つしていないので、その点をご承知いただきたい。

これについて、概ね次の事項に関して、質疑応答があった。

- 法人化した場合のメリット・デメリット(運営費交付金による資金使用方法の自由度の増大、また研究教育活動の活性化の反面、管理運営面における責任の負荷)について
- 大学の自治、部局の自治、教授会の自治等、大学における自治の概念・原則の明確化の必要性について
- 教職員の身分(公務員型・非公務員型)について

○ 国立大学と国との関係(現行の設置者管理主義に対する、設置者・費用負担者と管理者の分離)について

○ 国立大学法人法と、学校教育法・教育公務員特例法等、教育関連諸法令との関係について

最後に松尾委員より次のような話があった後、委員長より名古屋大学の報告に関してはいづれ折を見てご報告いただきたい旨、述べられた。

名古屋大学は昨年3月頃より種々の検討を開始し、先般、大学のアカデミック・プランの大枠を作り、更にそれを凝縮した形で、東京大学の「中間報告」で提言されてもいる“名古屋大学憲章”を作り、本年2月の評議会に諮り了承を得た。その他、万が一法人化された場合を考慮し、学内に委員会を設置し、法人化された場合の運営機構(法人の役員等)、運営機関(評議会・部局長会議・運営会議等)、教育研究の組織、評価、財政、人事等の具体的な制度設計を含め、検討を進めている。

2. 調査検討会議「組織業務委員会」の検討状況について

阿部委員より、去る7月31日開催された、第1回「組織業務委員会」の検討状況について、阿部委員メモ及び当日配付資料に基づき、概ね次のような報告があった。

- (1) 組織業務委員会の主査に私、阿部東北大学長が、副主査に阿部充夫(放送大学教育振興会理事長)、渡邊昌一(花王㈱経営諮問会議特別顧問)が選出された。
- (2) 組織業務委員会は、独法化後の国立大学の組織、業務等に関する調査検討を行うことを目的とし、当日は配付資料に基づき、

独立行政法人制度の概要、国立大学の独法化問題の主な経緯の説明があった後、委員会の役割・検討対象に関して意見交換があった。

- (3) 当日の議論をまとめると、委員会の役割は仮に独立行政法人制度を活用すれば、大学に相応しいどのような制度設計が可能かを議論することであり、その検討対象は法人単位、名称、業務（範囲、出資、業務方法、学生定員）、組織（役員、内部組織）等、法人の基本に係る事項である。また、他の三つの委員会との多少の重複は互いに恐れず議論する、従って国立学校特別会計についても触れることになろう。
- (4) 企画立案機能と実施機能の分離についても議論され、文部科学省の企画立案機能に加え、大学も一定の企画立案機能を有するのは当然である、との認識が一般的であった。
- (5) 委員会はフリーディスカッションが主で、第2回目の委員会は8月31日に開催するが、当日は文部省から検討項目の提案があり、その説明を聞き、議論に入るものと思われる。

引き続き、馬渡専門委員から、自由討議の内容について補足説明があった後、次の事項について意見交換があった。

- 企画立案機能の主務省と大学の線引きの明確化について
- 「調査検討会議」「連絡調整委員会」「賢人会議」の関係について
- 国大協及び特別委員会の意見・意向の「連絡調整委員会」「賢人会議」への反映について
- 特別委員会の見解の各地地元政治家への訴えかけの実施について

3. 専門委員会の検討状況について

委員長より、次のように述べられた。

これまでに、「専門委員会C」（人事システム）と、「専門委員会B」（目標・計画・評価）が開催されているので、その検討状況について、梶井・松尾の両座長より簡単にご報告いただきました。

(1) 「専門委員会C」（人事システム）の報告
去る7月13日に専門委員会を開催した。たまたま前日、「東京新聞」に東京大学の中間報告が出たとの報道があり、幸い森田専門委員が東京大学の制度研究会メンバーであったので、その内容を説明いただき議論した。また、今後の専門委員会の進め方についても協議した。

なお、文部省の調査検討会議の委員である、隆島東京水産大学長に対し、今後は私ども専門委員会に出席いただくこととした。

(2) 「専門委員会B」（目標・計画・評価）の報告

本日午前、専門委員会を開催した。まず第8常置委員会の審議状況を説明し、その上で「第8常置委員会」、「専門委員会B」及び文部省の「目標評価委員会」の関係の持ち方等について議論した。

その他、専門委員会では、①設置形態検討特別委員会が専門委員会の担当課題について明確な方向性の提示がないと、専門委員会として目標が定まらず審議しづらいという強い意見が出たほか、②今後は「大学評価・学位授与機構」との関係も重要となってくるので、相互の意思疎通が必要である、等のことが意見交換された。

最後に委員長より、梶井座長の報告に関連して、次のように述べられた。

鮎川愛媛大学長より小職宛に、本特別委員会に中国・四国地区、北陸・上信越地区から委員が出てないのは問題でありご検討願いたい、という主旨の手紙（7月26日付）をいただいた。この取扱い方については、次回開催日まで、検討させていただきたい。

4. 設置形態検討特別委員会専門委員会へのオブザーバー出席について

委員長より、大学共同利用機関所長懇談会の平澤威男座長（国立極地研究所長）から、本特別委員会の4つの専門委員会に、それぞれ代表者1名のオブザーバー出席の要望があるので審議いただきたい旨述べられ、審議の結果、了承された。

5. 特別委員会の検討課題について

委員長より、次のように述べられた後、委員長から配付資料「議論すべき課題（論点整理）」の説明があった。

第2回設置形態検討特別委員会において、本特別委員会として検討すべき課題を定め、それについての委員各位の意見・考えを提出いただくこととした。その結果、9名の方より意見の提出があり、それら意見を「議論すべき課題（論点整理）」として取りまとめたので、本日はこれを基にご審議いただきたい。なお、先程、松尾委員より問題指摘のあったことに関連し、ここでまとめた1～4を、専門委員会の議論に先立つ形で議論し、方向性を明確化し、専門委員会の議論に反映させるようにしたい。

これについて、主として次のような事項に関して、意見交換があった。

- 大学政策の審議機構に関して国大協の政策面（独自の情報集積等）の強化について

- 国立大学の研究（特に基礎科学）・教育・地域社会に対する貢献と、周辺社会等へのアピールについて

- 非採算分野等、高等教育諸分野に対する国費の投入の必要性和、国費投入する場合の国立大学であることの必然性について

- 外部社会に対する説得力ある理論構築について

- 国費の効率的活用という観点に立った資源配分について

- 外部社会に対するアカウンタビリティ・透明性の確保等について

- 欧米先進国の高等教育機関の設置形態・運営組織等について

- 独立行政法人制度と国立大学法人法について

以上のような事項に関して意見交換があった後、大学共同利用機関代表の堀田国立遺伝学研究所長から、次のような発言があった。

阿部委員より、文部省の調査検討会議「組織業務委員会」の報告があったが、第2回委員会では、資料を含め、検討項目を文部省が提案することのことだが、文部省のベースで委員会審議が進むことを大変危惧する。是非、調査検討会議の各委員会の開催に先立ち、本特別委員会なり各専門委員会を開催し、むしろ文部省の会議をリードする形で物事を運ぶことを期待したい。

これに応じて、阿部委員より次のように述べられた。

次回「組織業務委員会」は8月31日に開催されるが、その前前日に、本特別委員会の専門委員を交えて第1常置委員会を開催し、文部省から提案されるであろう検討項目について、事前に協議した上で、文部省の委員会に臨みたい。

最後に委員長より、第4回特別委員会は、もう少しこの問題について自由討議を行いたい旨の発言があり、以上をもって本日の議事を終了した。

(第4回)設置形態検討特別委員会

日時 平成12年9月6日(水) 13:30~16:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 長尾委員長

中嶋副委員長

丹保(代理:廣田総合研究大学院大学長), 海妻, 阿部, 北原, 鈴木, 梶井, 内藤, 佐藤, 石, 松尾, 西塚, 杉岡(代理:板垣横浜国立大学長), 江口, 田中各委員

宮脇, 馬渡, 小早川, 森田, 若杉, 奥野, 丸山, 内田各専門委員

(大学共同利用機関) 堀田凱樹国立遺伝学研究所長

長尾委員長主宰のもとに開会。

はじめに委員長より、代理出席者及びオブザーバー出席者の紹介があった。

[議事]

1. 報告事項

委員長より、次のとおり述べられた。

第3回設置形態検討特別委員会です承された、A~Dの各専門委員会への大学共同利用機関からのオブザーバー出席について、下記のとおり推薦があったので報告する。

専門委員会A 石井紫郎

(国際日本文化研究センター教授)

専門委員会B 堀田凱樹

(国立遺伝学研究所長)

専門委員会C 海部宣男 (国立天文台長)

専門委員会D 菅原寛孝

(高エネルギー加速器研究機構長)

また、鮎川愛媛大学長からの要望の件については、前回の特別委員会に披露したが、委員各位より特に意見がなく、また特別委員会の議事概要をその都度 E-mail で全大学に送信しているので、ご意見があれば小職宛てお寄せいただ

くこととし、委員追加はしないこととしたい。この旨、鮎川学長にお話ししご理解を得たいと考える。

2. 調査検討会議の委員会及び本特別委員会の専門委員会の検討状況について

委員長より、次のように述べられた。

前回の特別委員会の後、私どもの専門委員会と文部省の調査検討会議の委員会が幾つか開催されているので、それぞれ阿部・松尾・梶井・鈴木の各座長に検討状況の報告をお願いしたい。

(1) 調査検討会議「組織業務委員会」及び「専門委員会A」の検討状況について

阿部座長より、第1常置委員会(8月29日開催)及び「第2回組織業務委員会」(8月31日開催)の検討状況について、配付資料「調査検討会議『第2回組織業務委員会』の報告(メモ)」に基づき、次のような報告があった。

1) 第1常置委員会の報告

従来の方法に沿って、「専門委員会A」の専門委員と大学共同利用機関代表者にオブザーバー

出席をいただき、第1常置委員会を開催し、8月31日の「組織業務委員会」に臨むに際して本特別委員会から示された16の検討項目について意見交換を行った。

また、今後は第1常置委員会ないしは第1常置委員会拡大小委員会の形で議論を進めることとした。

2) 「組織業務委員会」の報告

- ① 「第1回組織業務委員会議事要旨」は発言者のチェックを経て、後日、文部省のホームページで公開する。
- ② 組織業務委員会に、文部省作成の「組織業務委員会における主な検討課題(案)」が提出された。このような検討課題を進めてよいかご審議いただきたい。
- ③ 「組織業務委員会の検討スケジュール(素案)」が提出され、第2回は9月20日に開催し、上記の「主な検討課題(案)」の内「基本的な考え方」(日本の大学制度における国立大学の役割、機能/国立大学に法人格を付与する意義と独立行政法人化/独立行政法人化の意義、問題点、検討の視点/独立行政法人化と国の関与の在り方/その他)を議論する予定である。第3回以降は、各論(組織の在り方/業務の在り方/その他の課題/大学共同利用機関)について検討する予定である。
- ④ 組織業務委員会では、文部省による資料説明の後、質疑応答と意見交換が行われ、③の「基本的な考え方」の内、「日本の大学制度における国立大学の役割、機能」については、高等教育、学術研究を推進していく立場から、国が責任をもって設置、運営していく大学のあるべき姿に視点を当てて議論することにした。また、「基本的な考え

方」の中に「大学と社会の関係、納税者の視点に係る課題」を追加することとなった。

- ⑤ 「組織の在り方」の中に、「法人の単位の在り方」という項目があり、そこでは「附属学校、附置研究所等の扱い」とある。文部省は「等」に附属病院も含むという説明であったが、「附属病院」も明記することとなった。
- ⑥ 委員会の審議は、昨年9月の「国立大学等の独立行政法人化の検討の方向」、及び本年5月の文部大臣説明に必ずしもとらわれないで議論を進めることの確認を取った。
- ⑦ 「基本的な考え方」については、第3回の委員会で議論するだけでなく、第4回以降も必要に応じて、「基本的な考え方」の議論に戻ることを確認した。

続いて、馬渡専門委員、北原委員より、補足説明があった。

(2) 調査検討会議「目標評価委員会」及び「専門委員会B」の検討状況について

松尾座長より、「専門委員会B」(8月10日、9月6日開催)及び「第1回目標評価委員会」(8月16日開催)の検討状況について、資料「調査検討会議『第1回目標評価委員会』の報告(メモ)」に基づき、次のような報告があった。

1) 「専門委員会B(目標・計画・評価)」の報告

8月10日「専門委員会B」を開催し協議した結果、「専門委員会B」は、①本特別委員会及び第8常置委員会の意見を十分考慮に入れ、調査検討会議に意見を反映させる、②大学評価・学位授与機構による大学評価が開始されるので、各大学の参考に資するための業務を行う、併せて③同機構の評価方式に関してチェックする仕

組みを提案することとし、各委員より具体的に検討項目を提出いただくこととした。

そして、本日午前、「第2回専門委員会B」を開催し、提出いただいた検討項目を整理し、どれから取り組むべきか優先順位について検討した。評価の問題は、法人組織・運営組織の在り方により異なってくるので、非常に議論しにくいわけであるが、専門委員会では、目標の設定、指示、中期計画、資源配分等、「目標評価委員会」で検討項目にあがってきそうな事項について予め検討し、国の関与がどの範囲に限定されるべきかという視点から「べからず集」を取りまとめるとともに、評価方法の望ましい形を検討することとした。

2) 「第1回目標評価委員会」の報告

去る8月16日に開催され、文部省より、独立行政法人制度の概要、国立大学等の独立行政法人化問題の経緯の説明があった後、主査・副主査の選出があり、主査に松尾（名古屋大学長）、副主査に小出忠孝（愛知学院大学長）と堀田凱樹（国立遺伝学研究所長）が選ばれた。

続いて、文部省から調査検討会議・目標評価委員会等の設置の趣旨等の説明があった後、審議に入り、議題及び議事要旨は原則公開することが決まった他、当日は主な論点として、次のようなことが論議された。

〔委員会の性格等について〕

・公立大学を検討対象とするかとの質問に対し、文部省より「公立大学の目標評価にも強い関心を持っているが、本委員会では、国立大学と国立の大学共同利用機関を対象とする」旨の説明があった他、目標評価委員会と他の三つの委員会との関係、連絡調整委員会の役割、目標評価委員会の成果はどう生かされるか等について質疑が行われた。

〔独立行政法人化について〕

・大学にとって相応しい法人像を検討すること、即ち独立行政法人以外の方策を検討することの必要性等について意見が述べられたが、文部省より「文部省としては、通則法の傘に引っかけて、特例を含む調整法等で対応するのが最善と考えているが、それ以外についての論議を制約するものではないし、また、別の方法があるかもしれないという“可能性”を完全に否定するものではない」という趣旨の返答があった。その他、法人の名称、教職員の国家公務員としての身分、法人化された大学を運営できる人材養成の必要性、教授会のあり方等に関して意見が述べられた。

〔目標・計画について〕

・現在の国立大学の目標が曖昧であること、大学評価・学位授与機構と大学基準協会及び法人化後の大学による評価等の間の関係の検討の必要性等について、また、中期目標・中期計画の決定手続きにおいて通則法が抱えている問題及び大学の特殊性に配慮する必要性等に関して意見が述べられた。

〔その他〕

・私大の学長から、国立大学だけでなく、私学への公的財政支出の増加の必要性等について意見が述べられた。

今後、9月14日に第2回委員会、10月18日に第3回委員会、11月13日に第4回委員会が予定されているが、「目標計画委員会」は、特に“法人の基本”を中心に考えられるであろう「組織業務委員会」や「財務会計制度委員会」との深い関係もあるので、あと1、2回は自由討論とすることを提案し、了承された。

松尾座長の報告について、次の事項に関して意見交換があった。

- 各国立大学の大学評価問題への取組みに資するためのガイダンス書の作成について
- 大学評価・学位授与機構と大学基準協会との大学評価の関係について

(3) 調査検討会議「人事制度委員会」及び「専門委員会C」の検討状況について

梶井座長より、「専門委員会C」（8月29日開催）及び「第1回人事制度委員会」（9月4日開催）の検討状況について、資料「調査検討会議『第1回人事制度委員会』の報告（メモ）」に基づき、次のような報告があった。

1) 「専門委員会C」（人事システム）の報告
8月29日に開催し、第1回「人事制度委員会」にどう臨むか協議した。

2) 「人事制度委員会」の報告

第1回目委員会のため、他の委員会と同様、まず主査と副主査の選出があり、主査に梶井功（東京農工大学長）、副主査に河野俊二（東京火災海上保険株式会社）と田中健蔵（福岡歯科学園理事長）が選ばれた。

続いて、杉野大学改革推進室長より、調査検討会議の設置の説明の後、議事及び議事要旨を原則公開することを決定した。次に、室長より、独立行政法人の性格と国立大学の独立行政法人化問題の経緯の説明があり、審議に入った。当日出された主な論議は、次の通りである。

- ① 賢人会議と調査検討会議の関係について
議論があり、形式的には賢人会議の下部機構であるが、実質的には別である、との返答であった。
- ② 企画立案は中央省庁、実施は独立行政法人という枠組みの中に国立大学を入れるのは疑問という議論があり、大学の教育研究を進める上での企画立案は、国の政策立案

機能とは自ずからレベルが異なるという議論があった。

- ③ 文部省は法人化のユニットを1大学1法人と説明しているが、これに関連して国と地方自治体の共同で設置するという選択肢も考えられるのではないかと質問があったが、文部省の答えは、地財法の関係もあり、否定的であった。
- ④ 独立行政法人化は通則法のスキーム内でのみ検討するのかということに関しては、可能な限り通則法の仕組みの中で制度化を考えて、通則法で無理なのかぎりぎりまで詰めて、その上で是非を判断する方向でいきたい、という回答であった。
- ⑤ 第2回「人事制度委員会」で、文部省は具体的な検討項目を示すと思うが、人事制度の検討を進める上で、組織のあり方が深く関連し、「組織業務委員会」の検討状況を理解していないと対応できないということもあるので、場合によれば、「組織業務委員会」に陪席することも必要かと考える。この点、後程議論願いたい。

続いて、海妻委員、若杉・森田専門委員より、補足説明があった。その内、「専門委員会C」の検討事項に関して、次のような説明があった。

文部省より、独立行政法人になった場合、各法人が事務職員人事を行うのはいかがか、という話があった。文部省は基本的には現在の形を下敷きにして、新しい法人の中で全体として展開を実現するのが最善と考えていると理解した。

以上の報告に関して、次の事柄について意見交換があった。

- 企画立案機能と実施機能の分離の問題について
- 中期目標・中期計画の問題について

○ 大学評価と資源配分の問題について

(4) 「専門委員会D」の検討状況について

鈴木座長より、8月23日に開催した「専門委員会D」(財務会計)の検討状況について、概ね次のような報告があった。

第1回専門委員会は宮協専門委員の中間報告を事前に送付し、お目通しいただいた上で開催した。当日は初めての委員会のため、広い範囲にわたり自由に意見交換を行った。

意見交換の中で、専門委員より、文部省「財務会計委員会」に個人資格で参加しているが、その席では自らの見解を述べてもよいのか、という質問が出された。これに対しては、専門委員会では意見の相違が生じないよう議論を尽くしたいが、専門委員会で決めたことは、でき得れば応援して欲しい、と返答した。

その他、中期計画と財政の問題、国立大学が独立行政法人化された場合の各大学の土地・建物・施設設備等の帰属問題、特別会計に代わる制度の必要性などを議論した。現在の国立大学がよくなるような制度設計について議論していきたい。

報告の最後に、阿部座長より、次のような提案があった。

組織業務委員会の主な検討課題の内、「基本的な考え方」の個所は、特別委員会の全体としての課題と重複するし、調査検討会議の4つの委員会に深く関係している。これについては、特別委員会で一定の作業を行い、共通的な認識を持って調査検討会議に臨み、国大協の意見を反映させることが必要と思う。

3. 特別委員会の検討課題について

委員長より、次のように述べられた。

ただ今阿部座長からも提案があったが、専門委員会の審議を進めるため、また調査検討会議に国大協の意見を反映させるためにも、設置形態検討特別委員会の「議論すべき課題(論点整理)」などを参考として実質的・内容的な議論をし、取りまとめ作業に入りたい。

これについて、主として次のような事項に関して、意見交換があった。

- 独立行政法人化のメリット
- 国立大学の問題点整理の必要性
- 国立大学存続のための国立大学と私立大学の区別の必要性
- 日本の大学制度の下における国立大学の意義・役割・機能等の歴史的考察の必要性
- 高等教育行政と国立大学の関係
- 大学評価と資源配分
- 国立大学の独立行政法人化とその制度設計

以上のような事柄に関して意見交換があった後、佐藤委員より、今後の議論の進め方に関して、次のような提案があった。

特別委員会の審議内容を充実させていくためには、問題を絞って議論していく必要があると思う。正副委員長及び専門委員会の座長が相談の上、問題を整理して、それぞれの問題についてレポーターを決め、報告いただくという形で議論を進めれば、集約した意見の取りまとめができるのではないかと。

最後に、委員長より、次のように述べられ、本日の議事を終了した。

第5回の特別委員会では、予め専門委員の方々の知恵も借り、内容的に実質的な審議ができるよう、論ずるべき問題を整理して提示し審議願ひ、また更に詰めるという形で、意見の取りまとめに向けて作業を進めたい。

(第15回)国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日 時 平成12年9月14日(木) 10:00~13:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

兵藤、岡本、板橋、渡邊、伊藤各委員

中野専門委員

(ぎぎょうせい) 鈴木出版課担当課長、黒沢編集部制作課主幹

佐藤委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 記念祝賀会について

初めに野島事務局次長より、次のように諮られ、了承された。

記念祝賀会の開催時間については、総会及び学長懇談会との関係もあり、会長及び文部省と相談した結果、記念祝賀会の開始時間の午後5時を、5時半に変更したい。なお、案内状は今月20日頃の発送を目途に準備を進めている。

続いて委員長より、次のように述べられた。

会長より記念祝賀会に国立大学の女性教官を招待する方途の検討方の依頼があったのでお諮りする。

これについて協議の結果、既に解散した「男女共同参画に関するワーキング・グループ」のメンバーに招待状を出すことが考えられるが、委員長が会長と相談することとなった。

2. 「国大協五十年史」の題字・装丁について

委員長より、次のように述べられた。

前回準備委員会で、題字及び装丁について、(株)ぎぎょうせいより、複数案を提示願うこととなったので、お諮りする。

これについて協議の結果、題字は書き文字風の書体を使用すること、また装丁は提案の通りの表紙クロスやケース等を使用することとした。

3. 「国大協五十年史」の初校ゲラについて

これについて、前史・五十年のあゆみ・座談会・特別寄稿・年表・資料・編集後記・凡例の順に逐条的に審議した結果、主要な事柄については、次のように取り扱うこととなった他、文章や項の移動、重複記述の削除、引用文献の表記、主要な言葉の統一、字句の修正、誤植の指摘などがあった。

〔前 史〕①研究論文的スタイルを若干修正してもらう、②署名は削除し編集後記で触れる。

〔あ ゆ み〕①各章冒頭の【概況】のブラケット及び【国大協の活動】は削除する、②文理学部問題、旧Ⅰ・Ⅱ期校制、専修教育・専修大学等は補足説明する、③第3章のタイトル(第3の教育改革→中教審46答申)は変更する、④写真は現在準備しているものを中心に挿みこむ。

〔座 談 会〕①有馬元会長(誌上参加)紹介の取扱いは工夫する、②ゲストの写真は前に司会者の写真は後とする、③国大協関係者以外の氏名掲載の際はイニシャルで表記する等、ケースに応じて配慮する。

〔特別寄稿〕①執筆者の肩書きは当時(現在)の委員長名・固有官職名の2つとする。

〔年 表〕①当該年度の初めの1行は昭和25年と記すが2行目以下は重複するため削除す

る、②年表記載事項は何度が修正作業を行ったので特に疑義が生じなければ原稿案の通りとする、③国立短期大学2校の新設の記事を追加する。

〔資料〕①国大協予算は読み易くするため単位千円で記述するとともに、摘要欄も整理する、②国大協の組織図は会則の次に置き換える、③授業料の変遷は国大協独自の資料でないため削除する、④要望・意見件名一覧の分野整理欄の内、各種審議会への意見提出については審議会名で統一する。

〔編集後記〕①本書の編集方針・内容についての記述を書き加える、②前史は中野専門委員が執筆したことを触れる。

最後に、(株)ぎょうせいより、今後の編集工程の説明があった後、委員長より次のように諮られ、了承された。

非常に厳しい日程であるが、あゆみは兵藤委員と中野専門委員を中心に、年表はあゆみ・年表・資料との関係で異同が生じないよう中野専門委員が中心となりチェックいただき、9月25日戻しを目途に、初校ゲラの取りまとめ作業をお願いしたい。また、座談会・編集後記・凡例は私が取りまとめを行うこととしたい。なお、その他、お気づきのことがあれば、事務局宛ご連絡いただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成12年7月～9月

- | | | |
|---------|-------|--------------------------------|
| 7月3日(月) | 16:25 | 設置形態検討特別委員会 |
| | 17:30 | 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会 |
| 7日(金) | 11:00 | 教員養成特別委員会作業委員会 |
| 13日(木) | 14:00 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会 C」(人事システム) |
| 17日(月) | 15:00 | 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会 |
| 19日(水) | 9:00 | 設置形態検討特別委員会 |
| 21日(金) | 10:00 | 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会 |
| 24日(月) | 13:00 | 第3常置委員会作業委員会 |
| 8月9日(水) | 13:30 | 第8常置委員会 |
| 10日(木) | 11:00 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会 B」(目標・計画・評価) |
| | 14:00 | 設置形態検討特別委員会 |
| 11日(金) | 10:00 | 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会 |
| 23日(水) | 15:00 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会 D」(財務会計) |
| 29日(火) | 13:30 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会 C」(人事システム) |
| | 15:30 | 第1常置委員会 |
| 31日(木) | 11:30 | 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会 |
| 9月1日(金) | 10:00 | 教員養成特別委員会作業委員会 |
| 5日(火) | 13:30 | 第8常置委員会 |
| 6日(水) | 11:00 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会 B」(目標・計画・評価) |
| | 13:30 | 設置形態検討特別委員会 |
| 8日(金) | 9:00 | 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会 |
| 11日(月) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 14日(木) | 10:00 | 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 |
| 19日(火) | 15:30 | 第1常置委員会拡大小委員会 |
| 26日(火) | 11:00 | 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会 |
| 27日(水) | 10:00 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会 C」(人事システム) |
| 28日(木) | 10:30 | 設置形態検討特別委員会「専門委員会 D」(財務会計) |

要 望 書

大学評価の進め方に関する要望

平成12年 9 月 20 日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦
第 8 常置委員会委員長
松 尾 稔

国立大学における教育・研究活動および社会貢献の高度化・活性化は、国立大学の責務であることはいうまでもありません。そのために第三者による大学評価が重要な役割を果たすべきであり、そうした見地から、国立大学協会としてもこれまで、大学評価・学位授与機構に、大きな期待をもつとともに、その設立については積極的な意見を申し述べてきました。

もちろん大学評価・学位授与機構の本質は、厳正な評価の実施であり、その具体的な評価そのものの過程に、評価される側である国立大学が意見を申し述べるべきものではないことはいうまでもありません。大学評価・学位授与機構はあくまで独立した機関であり、国立大学との間に緊張した関係が成立していることが厳正な評価につながることは当然であります。しかし他面で第三者による評価は、大学独自の自己評価と有機的に組み合わされてこそ、真に有効なものとなることは、大学評価機関の創設準備委員会報告の強調するところでもあります。こうした観点からは、大学評価・学位授与機構の行う大学評価について、その方法、対象の設定などに関し、大学側と十分な意思疎通が不可欠であると考えます。そうした意味で大学評価・学位授与機構と国立大学との間の関係は、一方的なものであってはなりません。

しかるに、貴機構の設置以来、上記の基本的な点についての配慮が必ずしも十分ではなく、本協会の遺憾とするところであります。国立大学の活性化にむかって実効ある大学評価とするために、今後本協会と貴機構は、互いに自主・自律性を維持しつつ、必要十分な情報及び意見交換がなしうるよう要望します。

〔要望先：大学評価・学位授与機構長〕

資 料

「グローバル化時代に求められる高等教育の 在り方について」に関する意見

平成12年7月28日
国立大学協会

Ⅲ 我が国の高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を図るための改革方策

1 グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実

(1)~(3)

- 全体的な印象では、提言の内容はそれぞれ極めて妥当であると評価できるが、余りにも網羅的・羅列的で、これらの提言の中でどれに重点が置かれているのか、必ずしも明確でない憾みがある。
- 提言を実際の教育の現場で生かすには、大学の個別の事情、あるいは個々の教員や学生の能力、興味など多様な要因によって、当然様には行かないはずであり、むしろ各大学の特徴を生かすように提言が検討されるようにとのコメントが必要。
- 具体的な教育方法が重要な問題であるが、教育方法改善のためには学生の授業評価のほか、教員自身及び教員相互の点検評価が不可欠であろう。
- 教育側の大学の立場からの提言はこれでよいとして、学生の立場に立った個人別教育メニューの策定の提言を盛り込むべきである。
- 用語の問題で、「グローバル化」「リテラシー」等のカタカナ言葉については、その言葉の定義あるいは説明が必要。
- 「1 グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実」の箇所では、教養教育の重視は当然で妥当な提言と思うが、「グローバル化」というとき教養の重視だけでよいのか。「教養教育と専門教育のバランスの取れた……」というコメントがどこかに必要ではないか。
- 具体的な表現の訂正意見
 - ◇ P. 5 12行目 「学際的・複合的視点」→「学際的・多角的視点」
 - ◇ 14行目 「深い倫理的判断と高い責任感」→「高い倫理的判断と強い責任感」
 - ◇ P. 9 5行目 「これを引き出すことができるよう」→「その能力を伸ばすことができるよう」

(4) 教員の教育能力の向上及び教育の質的向上を図るための評価・認定

- * 教員の教育能力や実践的能力の重視
- * 教育活動に関する大学の自己点検・評価の推進

これまで大学の教員の評価は、確かに研究能力に偏していたきらいはあるが、現実問題として、教員の教育能力の評価方法は非常に難しい問題を含んでいる。ファカルティ・ディヴェロップメントを今後具体的な点検項目として着目していくほか、教員の外国における実践的な教育経験を評価することも重要である。ただし、用語として、「教育能力」は良いが「実践的能力」という言葉は理解しがたいことと大学設置基準等の資格審査基準として「教育能力」と「実践的能力」を指標化することは言うは易いが具体化は困難である。

また、大学の組織的な教育活動に個々の教員の努力については、大学独自に自己点検しうる方法を確立し、同時に他者による評価を得て、相互に批判し尊重しあうシステムを構築することが重要である。ただし、文章として「卒業時の質の確保に向けた教育機能」は分かりづらいこと及び「大学の組織的な教育活動に対する評価」は具体例をあげた方がよい。さらには、ここで挙げられている提案については、実際の効果が得られた具体例などの事例・データがないと単なるアイデアの列挙に留まってしまうおそれがある。

- * 大学評価・学位授与機構の評価をはじめとする教育に関する多元的な評価の推進

文部省と大学評価・学位授与機構との間で緊張した関係を維持し、大学基準協会を含め他の評価主体の意見を十分に尊重しながら、国際的にも耐えうる多元的・客観的な評価がなされうる状態を創り出すことが重要である。

- * 各種専門職業教育のアクレディテーション・システムの導入・支援

WHOの体制のもとでサービスの貿易自由化が急激に進み始め、技術者の交流を円滑に進めるための技術者資格の相互承認や、資格の前提条件である技術者教育の同等性の認定が求められるようになり、我が国では具体的に工学分野において技術者教育の資格認定制度がJABEEで進められているが、国際的競争力の観点から、今後はこの動きは大変に重要になってくる。国際的な教育の評価の観点からも、他の分野においても緊急な検討が必要である。

2 科学技術の革新と社会、経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開

(1) 国際的な魅力と競争力を備えた教育研究の推進

グローバル化ということが、アングロアメリカンスタンダードへの接近だけでは困る。先端的・学際的な教育研究が従来の学部・学科システムの上で専攻を整備することのみで進むとは思えない。大学院等の課程設置を、在来型の学部学科方式で認可することの限界に現在の教育システムはつきあっていないと思う。縦割り型の学科設置認可の柔軟化（厳密な意味での認可者の責任解除）より

も、設置者の自由な発想に基づく学問領域の複合化・総合化、さらには特殊化を例外なく認め、その成果を多様な評価によって検証し、不適合な発想と組織は淘汰され、社会に受け入れられる組織は自律的発展が可能になる体制にいかなくてはならないと思う。従来型の定食型カリキュラムを基礎にした設置基準や資格の認定は難しくなりつつあるように思う。このような意味で、欧米等の職業資格と学科・専攻教育をリンクする方式を越えた、基礎教育と自発的学習（特化されたものでよい、インセンティブの重視）を一組にした日本型の学部教育と、大学院修士課程では複数の専門領域を学ぶ教育体系を作る必要があるように思う。アメリカ型の専門大学院を強いインセンティブで一般化することには躊躇がある。

教養教育とは何かといった理念上の果てしない不毛の議論はやめにして、学部学生が自然や社会の実態にふれて考え続ける自発的に学習する場を、専門分野を越えて集団で交流することのできるカレッジ型の教育の場を作ることが出来れば、学生は何を知らないかを自得するようになり、その成果成人として生きていくための自分の位置決めが出来るようになる。場の構成に十分な施設設備と必要な指導者を配する具体の議論が必要であろう。

(2) 社会の要請に応えた柔軟な教育の展開および (3) 生涯学習ニーズへの対応

学部研究科を定型的に作って、その複数を学ぶということではこの目的は達せられない。定型的なプログラムの存在を可能にしつつ、アメンバー型の学習も常態的に可能なような、カリキュラム・シラバスを作る必要がある。大学院修士課程と学部後期部分で共通的に使えるようなプログラムを組み合わせることができるとよい。定型的な学部・学科・専攻システムを卒業することが前述のように必要である。

企業と大学、大学間、大学と社会（自治体・政府機構）等の共同は当然のことである。学部学科の定型的な課程の止揚がそれを可能にする。社会人の大学への帰還のための奨学金、アシスタントシップと家族寮の充実がこれを可能にする。20歳前半と30歳半ば以降のふた山の年齢分布を持った学生群を作ることによって、教師と学生、そして産業界が抱えている現代の高等教育の質の問題の半ばは解決されるであろう。

単位累積制度とパートタイム学生の受け入れは、上記の目的のために当然に設計・普及させるべき事項である。

3 情報通信技術の活用

- 「3 情報通信技術の活用」で情報教育、インターネット教育は今後の高等教育で極めて重要であると考えるので、提言の趣旨に賛成である。但し、「情報通信技術」はあくまでも手段として「活用」されるべきで、情報教育、インターネット教育だけが今後の高等教育の最重要課題という幻想を抱くことへの懸念がないわけではない。

- 具体的な表現の訂正意見

P. 16 13行目 「人格形成期にある青年層の学生」→「人格形成期にあたる青年期の学生」

4 学生、教員等の国際的流動性の向上

P. 21

(学生の海外派遣の充実)

5行目 短期留学による→留学する

{現実的には、人数を多くするために短期(……1年間……)がよくやられているが、本来であれば短期ではなく、必要十分な期間はとるべきである。したがって短期は省く。}

P. 22

(留学生を組織的に……開発・実施)

1行目

質の良い留学生を受け入れることが重要であるので、そのために、各大学に枠をあらかじめあたえて、各大学の協定校等を通して選考できるようなことを考えるべきである。

(事前教育や……の利用)

帰国後、全員といかないまでも、各大学で選抜して活躍している人物を短期間でも日本に来てもらうようにすべきであろう。

P. 23

(留学生に対する……拡充)

いいことづくめが書かれているが、実現のための方法が入っていないのは残念。国、地方団体のみでなく産業界、等にも強く働きかける等を加える。

(UMAPの活動支援)

この内容もすべて正しく、異論はないところであるが、特別な分野を除いて、日本の学生が積極的に参加することはかなり難しいのではないかと考えられる。それを打開する方策を考える必要がある。例えば、P. 24の上から3行目で、(……、学生交流を更に増大させることが望まれる。)とあるが望まれるのは確かであるが、どのような方策をとるのかの検討がなされていない。「各大学において、……」とあるが、文章の“あたり”はよいが、それに終わっている気がしてならない。

P. 24の(4)もあたり前の正論が正論として書かれていて、迫力がない。

5 最先端の教育研究の推進に向けた高等教育機関の組織運営体制の改善と財政基盤の確保

(1) 大学の組織運営体制の改善

(教員の流動性の向上)

助手を含む若手教員がその大学に勤務したくなるような待遇上のインセンティブが必要である。そうでないと、一部の有名大学だけが流動性向上の利益を受けることになる。

(教員構成の国際化)

優秀な外国人教員にとっては、待遇に加え、競争的研究費申請の機会の確保と建物スペースなど

の研究教育環境が条件になるので配慮が必要である。現状のままで優れた外国人を望むことには限度がある。

(2) 高等教育機関の財政基盤の確保

(欧米なみの公的支出の確保)

目に見える着実な実績を是非とも期待したい。

「英語指導方法等改善の推進に関する懇談会 『(審議経過報告)』』に対する意見

平成12年 8月11日

国立大学協会会長

蓮 實 重 彦

国際化・情報化が一層進む社会を迎え、貴懇談会において、子どもから大人までを対象とした「英語指導方法等改善の推進」について真剣に議論されていることに対し、深く敬意を表するとともに、ご依頼のありました標記のことについて、次のとおり意見を申し述べます。

1. 【報告】I-1において、「新学習指導要領における外国語科、英語科の取り扱い」についてのこれまでの改善努力が述べられているが、日本人の英語力を論じる場合、日本語と異なる構造をもつ外国語（英語）を習得するには、学校教育における授業時間の点では未だ圧倒的に少なく、さらに学校教育を終えた人々に英語学習を継続してもらうための環境整備の点でも未だ不十分な実態にあることを、議論の出発点として共通に認識しておく必要があると考える。

【報告】I-2-1(1)の冒頭に、「日本人は英語が不得意で英語力がないと言われているが、どの層を指して言われているのかを整理し、それぞれに対応策を考えていく必要がある」と述べられているが、重要な指摘であり、今後さらに実証的な研究を蓄積し、それらに基づいた具体的な対策が提案されていくことを期待する。

2. 【報告】のI-2-1(1)において、「英語教育について、身に付けるべき英語力に応じた、小・中・高・大学を通じた一貫性のある英語教育の在り方を早急に確立し、提示することが必要」とあるが、小学校から大学までの一貫した英語教育の理念と目標を、さらに各教育段階に即して、具体的に提案されていくことを期待する。

そのことによって、各教育段階の指導者は、全体的な見通しを持ちながら、各教育段階での理念と目標に即した指導内容・方法・評価を考えていくことができ、教育機関相互に連携しながらの効果的な指導が実施されると考えるからである。

3. 【報告】のI-2-2(2)に「発信する力の育成は極めて大切」とあるが、そのためには語彙力と文法力の増強を図る工夫と、より根本的には日本語においても弱くなってきていると言われる表現能力や対話能力の育成を図る教育が全体として必要であると考えます。

【報告】にある「完璧主義から脱却すべきである」との指摘には賛成であるが、言語構造の全く異なる日本人にとっては、語彙力と文法力をなおざりにしての英語教育は成り立たないと考えます。また、【報告】I-2-2(3)には「我が国では、成人も含め学生や生徒の多くが、発表することに消極的である」との現状が指摘されているが、「発信する力の育成」のためには、なによりもまず「相手と積極的にコミュニケーションすることが重要である」といった意識、英語を使って意志疎通

を図ろうとする意欲を生み出すような指導」(I-2-(4))が小学校から大学までの教育活動全体に求められており、これらの一層の改善を抜きにして英語教育の成功はありえないと考える。

4. 【報告】IIの動機付け(モチベーション)に関しては、方策だけが先行しても、時間的・財政的コストだけがかかり、学習者の内発的なモチベーションが高まらないことを十分に留意しなければならない。そのことを踏まえた上で、【報告】で提示されている諸方策がさらに具体化されていくことを期待しているが、次のような諸方策もまた検討の素材として提案しておきたい。

その第一は、言語や文化に戸惑いながらも何とか対処できるだけの精神的たくましさが付いてくる年齢段階の子ども(例えば、中学3年、高校1年ぐらい)を対象に短期のホームステイプログラムを実施することである。

第二は、英語が必要な生活環境を部分的にでも作ることの一環として、英語による日本紹介のテレビ番組作成等を行い、小・中・高・大学生、そして一般社会人の英語学習を支えるとともに、英語を通して日本を世界に発信していくことである。

5. 【報告】IIIの「英語指導方法等の改善」については、なによりも指導者の資質・能力の向上が重要であると考ええる。

【報告】III-2における「英語担当教員は、十分なコミュニケーション能力を身につけ、生徒や授業のねらいなどに応じて様々な指導が行えるような総合的な実践力が必要である」との指摘は重要であると考ええる。そのためには、今後、現職教員を対象としたさらに大規模な国内及び海外での研修機会の拡大、研修システムの構築が求められていると考える。

また、外国語指導助手(ALT)の量的な確保とともに、教員資格を有する者ないしは英語指導法の訓練を受けた者の採用など質的な確保も不可欠であり、献身的に取り組んでいるALTの任期を弾力的に扱い、各地域での英語教育に長期的に関わってもらえるようにすることも必要であると考ええる。

6. 英語教育を進めていく上での環境整備に関しても、次のような幾つかの重要な検討課題があると考ええる。

その第一は、今後の社会においてコンピュータと英語を使う能力の必要性がますます高まっていくと思われる状況下で、【報告】III-3「情報活用能力と並行した英語力の育成」で言及されている内容は重要であると考ええる。その点で、学校においてコンピュータを利用でき、インターネット等へアクセスできる環境を整備することは急務である。

第二は、【報告】III-5の「教科書、教材」に関しては、学習指導要領等による規制が小・中・高校における指導を窮屈なものにしている現状の改善である。それぞれの年齢段階や習得レベルに応じて、各指導者がカリキュラム・方法・評価の点で自由な創意工夫を発揮できるような環境づくりが必要であると考ええる。

7. 教員の養成・採用・研修に関しては、上の5においても言及しておいた点であるが、なによりも現職教員の国内及び海外での研修機会の一層の拡大が重要であると考ええる。とりわけ、海外での研修機会の拡大は実践的コミュニケーション能力を育成する観点ばかりではなく、国際的な人

権感覚や協調精神などを体験的に学習する観点からも重要である。海外ボランティア活動への参加も含め、さまざまな研修機会の整備やそれに参加するための条件整備などが図られるべきである。

【報告】Ⅲ-9「教員養成、採用等」では中・高校の英語教員の相互交流について言及されているが、今後小学校での英語学習が拡大されようとしている観点から、小・中学校教員の相互連携・交流も意識的に図られるべきであると考えられる。

8. 「小学校における英会話学習」に関しては、次のような点を要望しておきたい。小学校の英会話学習は、多くの場合、「総合的な学習の時間」において行われることとなろうが、その際に「総合的な学習の時間」設置の全体的な趣旨と目標との整合性が問題となろう。

過度に英会話学習に傾斜することは小学校段階における「総合的な学習の時間」の健全な実践の展開に支障を生じさせはしないかとの懸念を感じる。

小学校における英会話学習のあり方を研究するにあたって、研究開発校を指定し研究を進めることは必要であるが、その場合、ともすると特別なカリキュラムや指導者の配置など恵まれた条件の下での研究に陥りやすい。普通の公立小学校の条件に即して、より現実的・実践的な研究を志向するものであって欲しい。

英語発音と異文化に対する許容に関しては、指導に当たる教員が必要な再教育を受けた上で指導に当たらねば、小学校に英語教育・英会話学習を導入する意味がなく、逆に今よりも早い時期に英語嫌いを生み出しかねないと考えられる。これまで英語の導入に当たってきた中学校の教員を小学校に派遣し、年齢差による教育的配慮等は小学校の教員と相談しながら、英語教育に当たる方策も検討されるべきであろう。

9. 【報告】Ⅴにおいて提起されている「大学入試センター試験にリスニングテストを導入することを早期に実現すること」については基本的に賛意を表するものであるが、具体的な実施にあたっては次のような課題がさらに検討されるべきであると考えられる。

その第一は、まず中学段階及び高校段階においてどのようなコミュニケーション能力が育成されるべきであるかといった具体的目標が合意されねばならないことである。

また、入試と連動して入学後の大学における英語教育も改善していかねばならないことである。それらのことなしには、入学試験の内容・方法・評価の在り方を改善しても効果は期待できないばかりか、逆に混乱を招きかねないからである。

第二は、実施にあたっての放送設備面や試験体制面の整備が必要とされることである。リスニングテストをより効果的に、かつ公平に実施するための放送設備の整備・充実も必要であるし、スピーキングテストの導入には、多数の受験生の能力を適切に評価するために試験日程や試験方法やそれに携わるスタッフなど試験体制の抜本的な検討が必要とされよう。

10. 最後に、【報告】Ⅶの「大学における英語教育」に関連して、次のような期待を表明して、本意見書を終わることにしたい。

日本における英語教育改善のためには、大学教員の英語力、特にコミュニケーション能力の向

上が不可欠であると考え。この点に関しては、もっぱら個々の教員の献身的な個人的努力にゆだねられているのが現状であるが、今後はさらにそれを組織的に支援していくような制度（例えば、海外での語学研修機会、海外の語学教員との期間を限定した交換制度など）の整備・拡充・新設などに向けての検討が必要であろう。

また、小・中・高校における英語教育の質的向上をさらに推進していくためには、とりわけ教員養成系大学・学部の英語教育とそれにあたる教員の資質・能力の向上に向けた支援策を具体化していくための検討が必要であろう。

さらに、小学校から大学までの学校教育全体に共通する点であるが、語学教育を進めていく上でさらなる少人数指導体制の確立が図られるべきであり、このことは、小・中・高・大学における教員数の増加やクラスサイズの改善も視野に入れて検討されることが必要であろう。

以上

「コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について」（中間まとめ）に対する意見

平成12年9月1日

国立大学協会会長

蓮 實 重 彦

ご照会のありました標記のことについて、次のとおり意見を申し述べます。

I. 「第1章 序 3. 今後必要と思われる対応」について

2頁以降：今後の課題として次の点にも留意する必要があると考えます。

1. デジタル倫理の確立

学校、大学、公民館等の教育現場は、一般社会で要求される以上の倫理観を前提として教育を行い、かつ教育を受ける必要があります。コンピュータ、インターネットの利用に関しても著作権法等の法律規定と抵触するような、もしくは法律規定が曖昧なため確信がもてないまま活用するような事態を招くことは、教育効果を大きく妨げることになります。したがって、コンピュータ、インターネットの教育現場における利用に関しては、明確かつ有効なルール、システム、倫理の確立が必要であります。

2. 国際化、グローバル化への対応

インターネットの利用は、国というくくりを超えて情報の受信・発信が可能なメディアであり、それゆえに著作権及びその権利制限規定も国際的な協調と整合性が必要とされます。さまざまな困難が予想されますが、教育利用という限定を設けても、このような国際的協調と整合化をはかる努力がつけねに必要と考えます。

II. 「第2章 権利制限の拡大が望まれる事項」について

1. 教育機関における利用について

(1) 5頁条件②に「(1)「学習者」によるコピー等」が加わったことは大変意義あることと思います。

(2) 条件③について5頁の下から2つ目のパラグラフに記されているもののほか、次のような内容を付加することを検討してはどうでしょうか。

・「その授業の過程」の中に「その授業に関連して教育担当者または学習者が学習する（授業時

間内とは限らない) ために行うコピー」(「過程」を、学習者の授業関連学習まで、広く学習活動を含むものと解する)

- ・学生同士が学習のためにコピーを相互交換することはこの付加文章を広義に解釈することによって可能とする。

2. 図書館における利用について

(1) 大学図書館間相互利用システムについて

大学で行われている高度で質の高い教育活動には、学術情報を迅速に提供するシステムが不可欠であります。国立情報学研究所が我が国の学術情報流通の円滑な促進を図るため構築したNACSIS-ILLシステムは、1992年4月サービス開始後、目録所在情報サービスと共に順調に発展し、欧米先進諸国とも連携を深め、いまや我が国の大学における学術研究活動、高等教育活動にはなくてはならないものとなっております。

更には、インターネットの普及に伴いこのシステムが大学図書館間のみならず、公共図書館等を経由して、生涯学習機関や初等・中等教育機関も活用できることを期待しているところで

す。

III. 「第3章 その他の課題」について

1. 9頁「(1)いわゆる「電子図書館」の構築・運営について」

(1) 国立大学図書館における電子図書館の現状

大学図書館は、他の図書館に先駆けて電子図書館化に取り組んでいるところです。当初(1995年頃まで)いくつかの図書館が著作権が切れた古典籍など所蔵する図書館資料を電子化し利用に供しておりましたが、1998年頃から自然科学系学術雑誌のオンラインジャーナル化が爆発的に進展し、多くの大学図書館が内外の出版社等と著作権処理をも含む利用契約を結び、利用者に提供するようになってきております。21世紀にはこうした出版形態及び利用形態がさらに一般的になり普及するものと思われます。

欧米で急速に進んでいるように、ネットワーク時代では電子出版は不可避のものであり、それらを収集、保存し、利用者に提供することも図書館の責務と思料しているところです。

現在大学図書館が進めている電子図書館化が、「一般の図書や新聞・雑誌などの「図書館資料」をデータベース化し、インターネット等を介して利用者に送信すること」ではなく、さらには「著作者、出版社、新聞社等の利益を大きく害することになる」ものでは決してないと考えております。

(2) 電子図書館の料金徴収について

- ・将来は、電子的にテキストを受信するときに1文字当りの料金をとり、著者に還元するというシステムをもってゆくべきで、これはソフトウェアやシステムの進歩によって可能になると考

えます。したがって電子図書館は著作物を自由に電子化し（その場合、一定金額を著者に支払う）、これを読者に電子的に送るときにその量に応じて料金をとり著者（出版社）に還元するというシステムを目指すべきだと思います。こうしても著者（出版社）が損をしない料金設定をすればよいわけです。このような考え方も将来的にはありうることを、報告書のどこかに書いて、それに整合した形でいわば過渡期としての著作権の改革をしてゆくのがよいと考えます。

- 関係団体による集中的な著作権契約システムの構築を早急に進める必要があるように思います。音楽著作権処理（DAT／MD等）で行われている情報処理機器価格への上乗せ方式等も参考になるかと思えます。

以上

そ の 他

(平成12年8月2日～平成12年10月2日)

○ 専門委員の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	[発令日]
第1常置委員会	北村幸久 (東北大学事務局長)	伊藤博之 (東北大学事務局長)	平成12年8月29日

○ 専門委員の継続委嘱

(委員会)		[発令日]
第4常置委員会	早川明彦(香川大学事務局長)	平成12年10月2日

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流，国際協力）
 - 第6常置委員会（財 政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
 - 第8常置委員会（評 価）
- 常置委員会小委員会
 - 第1常置委員会独立行政法人化問題に関する検討小委員会
〔設置期間：平成11年7月29日～平成13年7月28日〕
 - 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕
 - 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月15日～平成14年6月14日〕
 - 第5常置委員会短期学生交流計画（JANUSSEP）小委員会
〔設置期間：平成11年12月15日～平成13年12月14日〕
 - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕
 - 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年11月1日～平成12年10月31日〕
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕
 - 教員養成特別委員会
〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕
 - 設置形態検討特別委員会
〔設置期間：平成12年7月1日～平成14年6月30日〕
- 国立大学協会50周年記念行事準備委員会
〔設置期間：平成10年8月1日～平成12年12月31日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

- * 第106回総会の決定を受けて、去る7月1日付で「設置形態検討特別委員会」を設置するとともに、同特別委員会の下に、文部省調査検討会議の4つの委員会に対応する、A～Dよりなる「専門委員会」（Aは法人の基本、Bは目標・計画・評価、Cは人事システム、Dは財務会計）を設け、審議を開始しました。
- * 国立大学協会は昭和25年に創立されて以来、今年で50年を迎えるため、2年前より「国立大学協会50周年記念行事準備委員会」を設置し、『国立大学協会五十年史』の編纂、記念祝賀会の挙行等について検討を進めてまいりました。特に記念誌の編纂に関しましては、委員長の佐藤お茶の水女子大学長をはじめ、委員の兵藤埼玉大学長、岡本東京学芸大学長、板橋東京大学事務局長、渡邊東京工業大学事務局長、並びに中野東京大学助教授の多大なるご尽力を得て、11月初旬に刊行の運びとなり、お陰様で無事、記念祝賀会の日を迎えることができそうです。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、杉岡九州大学長にお願いして「評価制度は悪魔か、女神か」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆の労を煩わし有り難うございました。厚く御礼申し上げます。

(伊藤)

会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成12年11月6日 印刷
平成12年11月13日 発行（非売品）

会 報 第170号

(第50巻第4号 通巻第170号)

編集兼
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局
郵便番号 113-0033(東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号
電話 03(3811)4760
03(3813)0647
FAX 03(3818)8656
E-mail janu@iris.dti.ne.jp

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社